

令和元年山形村議会第3回定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和元年9月5日(木曜日)午前 9時00分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議案の訂正について
日程第 3 地方自治法第121条第1項による説明のための出席者の報告
日程第 4 一般質問
-

出席議員(12名)

1番 春日 仁 君	2番 大池 俊子 君
3番 上條 倫司 君	5番 百瀬 昇一 君
6番 新居 禎三 君	7番 大月 民夫 君
8番 百瀬 章 君	9番 竹野 入恒 夫 君
10番 小林 幸司 君	11番 小出 敏裕 君
12番 福澤 倫治 君	13番 三澤 一男 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	会 計 管 理 者 堤 岳志 君
総 務 課 長 上條憲治 君	税 務 課 長 村田鋭太 君
住 民 課 長 中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 長 篠原雅彦 君

子育て 支援課長	百瀬尚代 君	保育園長	旗町通憲 君
産業振興 課長	藤沢洋史 君	建設水道 課長	古畑佐登志 君
教育次長 (教育政策課長)	小林好子 君	総務課 財政係長	児玉佳子 君
選挙管理委員会 委員長	倉科知廣 君	選挙管理委員会 書記長	宮澤寛徳 君

事務局職員出席者

事務局長	宮澤寛徳 君	書記	神通川直美 君
------	--------	----	---------

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。それでは全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等をするには許可となります。なお、報道関係者からの取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

出席要求者の笹野代表監査委員から欠席届が出ております。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、百瀬昇一議員、6番、新居禎三議員を指名します。

◎議案の訂正について

○議長（三澤一男君） 日程第2、議案の訂正についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、9月4日付、議案第42号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」と、議案第46号「令和元年度山形村一般会計補正予算（第3号）」について、議案の訂正請求書が提出されましたので、請求のとおり訂正願います。

◎地方自治法第121条第1項による説明のための出席者の報告

○議長（三澤一男君） 日程第3、説明員の出席要求については、印刷してお手元に配付した出席要求者名簿のとおりです。

◎一般質問

○議長（三澤一男君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いいたします。

◇ 春 日 仁 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位1番、春日仁議員の質問を行います。

春日仁議員、質問事項1「村の防災対策は万全か」について質問してください。

春日仁議員。

（1番 春日 仁君 登壇）

○1番（春日 仁君） 議席番号1番、春日仁です。「村の防災対策は万全か」について質問します。

近年の自然災害の特徴としては、集中豪雨、ゲリラ豪雨等により、土砂災害・洪水被害といったことが多くなっています。いつ当村でも豪雨災害が起こるかわからない時代になっていると思います。そこで村の防災対策について質問します。

①災害時の避難所として、各区の公民館などが指定されています。豪雨災害は梅雨時から台風シーズンに多く発生していることから、避難所の環境の点からもエアコンの整備が望ましいと思うが、どうお考えか。

②近年は村外在住の役場職員の方も増えています。災害時に対策本部を立ち上げる際、支障はないか。

③村民に対して避難勧告等を発令する場合は、どのような経路で発令をするのか。

④村民がいち早く危険を認知する方法として、雨量監視システム・土砂監視システム等があります。このシステムは、一定量の雨量を観測すると、一斉に防災無線、また災害メール等に告知するものです。それによっていち早く避難ができると思われま。このシステムであります。すでに朝日村では導入されているということです。

当村でも導入の検討が必要だと思うが、どうお考えか。

以上、通告書に基づき、1つ目の質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 春日仁議員の「村の防災対策は万全か」のご質問にお答えいたします。

1番目のご質問の「公民館など避難所の環境面からもエアコンの設置が望ましいと思うが、どう考えるか」についてであります。地区の公民館を被災者あるいは被災するおそれのある人が、安全を確保し一時的に生活する場である避難所として使用するとなった場合は、最近の夏場の気温の上昇や気象状況を考えますと、エアコンが必要な時期もあると思われま。

2番目の質問の「村外在住の職員も増えているが、災害時等に災害対策本部を立ち上げる際に支障はないか」というご質問であります。土砂災害や洪水被害等が懸念される場合は、大雨等を事前に予報等で把握し、注意報や警報が出た場合には、実際の天候状況を考慮しながら警戒一次体制などの配備体制をとっております。村外在住の職員も増えてはおりますが、配備体制に影響がないよう対応をしております。

3番目のご質問の「村避難勧告を発令する場合の経路について」であります。村は風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、気象状況等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行っております。危険がある場合、または危険が予測される場合は、住民に対し、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示を行うとともに、避難誘導活動を実施することになっております。また、避難勧告等の発令者は村長の権限となっております。住民の周知方法は、防災行政無線、有線テレビ放送、広報車等、あらゆる広報手段を通じて行うこととなります。

4番目のご質問の「村の雨量監視システム、土砂監視システムの導入について」であります。近年のゲリラ豪雨は非常に局所的で、短時間で災害に至る場合が多くあります。先日発生した九州の水害を見ますと、対岸の出来事では済まされないという思いがしております。現状では、大雨に際しては職員が河川等を巡回して、目視により危険度を判断しております。

雨量監視システムは、降水量から土砂の含有率を推計し、土砂災害の危険度を監視

するもので、日ごろの防災業務に利用できると思います。監視システムの情報と気象庁等からの発表される気象情報を踏まえて、住民の避難誘導や自主避難の判断材料として活用できる仕組みを構築できるか考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） まず1つ目の①の質問の部分で、エアコンの必要があるであろうといった答弁でございました。

9月1日に村の防災訓練がありまして、私の上大池区ではトリアージ訓練と、その後、避難所開設訓練ということで、これは社協さんでもやりましたけれども、「ひなた」というものでありました。その中で、公民館に避難所を設置するときに、病人が来た場合どの部屋に、熱がある方はこの部屋にということで、そういったようなゲーム形式で訓練をしたわけです。避難所に熱のある方、もしくは持病をお持ちの方が来たときに、果たして夏場、暑い部屋に避難をしていいのか。二次被害といいますか、熱中症になってしまっただけでは元も子もないということから、エアコンのある部屋に、こういった持病のある方ですとか熱のある方を避難させることが大切ではないかといったことを感じました。その辺、どう思われますでしょうか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

○村長（本庄利昭君） ご指摘の、夏場の避難所として利用される場合のエアコンの件でありますけれども、暑い真夏にそこを避難所として使用する場合にはエアコンが必要になるといった場面があると思いますし、必要性は感じているところであります。

コミュニティセンターであったり公民館といったものは、それぞれの区で管理しているものでありますから、その区の皆さんがどういう判断をするかということでありまして、村としての立場としては、そういった計画がありました場合には、コミュニティの補助事業がございますので、3分の1で十分なものではないのですが、上限が20万円という制度がございます。その範囲で、現段階ではそれを利用させていただくことになると思いますけれども、また今後、必要性が増してきた場合であったり、状況の変化により、また補助率の見直し等が必要となれば、またこれからの課題だと感じております。以上でございます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） また、公民館にエアコンが設置される状況になりましたら、これはまた違った意味で、例えば地区の高齢者の方等が、自宅にエアコンのない方がい

らっしゃいますので、夏場、公民館に避難していただくと。昼間避難していただいて、サロンみたいなことを開くようになれば、そこでまたコミュニティが生まれますので、そのような使い方もできるかといった、私の考えであります。

2番目に行きますけれども、村内在住だけの職員でのことで、村内在住の職員の方だけによる避難訓練といいますか、招集訓練、そういったものは行われていますでしょうか、お聞きします。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 村内在住だけの職員の避難訓練といったものは行っておりません。全体としての訓練という形で行っています。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 村民の方からも、村外職員の方が多くなってきたけれども大丈夫かといった声も私のところに届いておりますので、今後、村内在住の方のみでの訓練といったものも必要になってくるのではないかと思います。その辺はしっかりと万全な体制でやっていただきたいと思います。

3番目の避難勧告であります、これは人的な判断ということによろしいでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 避難勧告であったり避難指示の発令をどういう判断をするかということですが、今考えられているシステムとしては、災害対策本部ができているといった状況の中で、それぞれ気象庁からの情報であったり、一級河川であったら松本建設事務所とかそういったところの情報などが入ってまいりますので、それを総合的に考えて、それぞれの自治体の長が判断するというシステムになっております。

それを素人といいますか、それぞれの自治体で本当にいいかという問題が必ずあるわけでございますけれども、予測ということを最後はするわけでありますので、地震もそうですけれども、完全な予測はできないというのが地震学会でも結論のようでありまして、長年の経験測に沿って、どういう判断をしていくか。それには歴史であったり、そのこの箇所が今までどういう状態になったか、そういったものの情報の集積の中から、これだけの雨だとどこどこが危ないという判断をその自治体ですというのが今のシステムでありますし、それが今考えられる中では一番最適な方法だと感じております。以上でございます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 2018年7月の西日本豪雨といったものが記憶に新しいと思いますが、ここで気象庁が発表する特別警報後に避難指示が出たということで、避難が遅れたのではないかとといったことを言われております。これは私の資料なのですが、9府県、28の市と町が被害に遭ったということで、その中の6割、4府県18の市と町、特別警報の発表以降に避難指示、避難命令が出た。これが被害を大きくした要因ではないかといった私の資料があります。

そして、気象庁の発表の段階なのですが、4段階あるみたいですね。注意報が出る、それから次に警報が出る。その次に土砂災害警戒情報、最終的に特別警報ということで、この土砂災害警戒情報と特別警報の間に避難指示を出さなければいけないのではないかとといった資料なのですが、ある程度しっかりとした基準といったものは設けたほうが良いと思われそうですが、その辺はどう思われますでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今年から4段階の警戒レベルが採用されておまして、今年の広島でしたか、最初に適用というか、そういったものに従って避難勧告を出したというニュースがあったのですが、そのときも非常に現場は大分ドタバタしていたというか混乱していたようでありまして、6万世帯ぐらいを対象に出したというニュースだったのです。では実際その6万世帯を避難できる場所があるかというのと、それは実際には確保はできていないのだけれども、出さざるを得ない。災害というのはそういうことかなと思いますし、実際に避難した人の割合が、0.何%だったか、と聞いております。

早目に出すべきだという、要するに、保険で言えば早目に保険をかけたほうが良いということだと思っておりますけれども、実際に避難した人が0.何%ということだと、オオカミ少年の現象になって、「また今回もいわ」ということに当然なります。この辺は村民の皆さんの意識の問題もありますし、避難勧告だったり避難指示を出すという、そういったところの判断の難しさでもありますが、日ごろの訓練を重ねる中で適切な判断ができるように、そういった訓練を村としてもこれからはより一層していかなければいけないと考えているところであります。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 避難指示が出ても率が低かったということで、私もそうなのですが、確かに危機感が足りないのかなといった思いはあります。

そこで、4番目の質問にもかかわってくるのですが、6月に議会では防災について

勉強会を開きました。その中で、講師の方が、何が一番大切か、自助である。とにかく自分が自分の命を守る、ということでありました。例えば消防団ですとか、そういった役職の方も率先して避難することが大切であるといった話を聞きました。自分の命は自分で守るということで、4番目のこの監視システムといったものが、大変活用されるのではないかと思います。

例えば村外で仕事をしているとか、生活していてもいいです。今、ふるさとの山形村ではどういった状況かといったことが、このシステム等によって、例えばスマホであるとか、そういったもので確認ができる。そうすると、ふるさとに電話をして避難したほうがいいぞという状況だということも連絡できる。大変便利なツール、システムではないかと思われませんが、その辺はどうお感じになりますでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 先ほどの話とも重複しますが、どうしてもまだそういった数値的なものというのですか、例えば河川にしましても警戒ラインが何メートルであったりとか、そういった河川がないものですから、そういった基準も特に今までは必要がなかったということもあって、客観的な数字で例えば河川の河床が何メートルになったら避難勧告を出すだとか、そういった蓄積がないものですから、そういった議員がご指摘の監視システムで数値化されたものがある程度あって、それを判断材料とするということも、これから必要となると思いますので、今後研究させてもらいたいと思います。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 山形村自体があまり大きな河川もない、しかしながら山はしょっている。谷もそんなに深くはないのですけれども、これは住民の方も心配していることで、山肌が見えているところもあります。そういったところの土砂崩れはどうだとか、そういったような心配もされております。

事前に認知する方法があるとするならば、こういった方法、システムではないかと思えます。そして今現在、山形村自体に被害はないのですが、松枯れ等が進んだ場合その地盤が弱くなるといわれております。土砂災害といったものに関しては、山形村もしっかりと注視していかなければいけないと思えます。

以上で1つ目の質問を終わりにします。

○議長（三澤一男君） 1番目の質問はよろしいですね。

春日仁議員、次に質問事項2「小学校1・2学年少人数学級の評価は」について質

問してください。

春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 2番目の質問であります「小学校1・2学年少人数学級の評価は」ということで、質問をします。

現在、山形小学校では1・2学年の少人数学級が実施されています。

①この1・2学年少人数学級のねらいは何か。

②実施をしての成果（評価）は。

③保護者からは「もう1年間、3学年も少人数学級にしていただきたかった」といった声もあります。

理由としては、大人数になり、子どもたちに戸惑いがある。対応ができていないように感じる。また、クラス内が少し騒がしくなったように見えるといった声が寄せられております。

3学年も少人数学級にして検証することも必要だと思うが、村長・教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 「小学校1・2学年少人数学級の評価は」のご質問にお答えいたします。なお、質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私からお答えをさせていただきます。

最初のご質問の「1・2学年少人数学級のねらいは何か」についてであります。小学校低学年時は集団行動や学習習慣形成を図る上で大切な時期であると考えております。こうした時期にあっては、比較的小さな集団の中で学級担任が児童と向き合いながらきめ細やかな指導や学習の展開をしていくことが望ましいと考えられますことから、山形小学校の1・2学年の学級編成につきましては30人未満で編成することといたしました。

次に、2番目のご質問の「実施をしての成果は」についてであります。少人数学級編成により、学級担任の指導が一人ひとりに行き届くようになり、笑顔あふれる学級づくりや学習の定着化等に成果が見られ、落ち着いた学級運営がされていると小学校から報告を受けております。

次に、3番目のご質問の「3学年も少人数学級にして検証することも必要だと思う

が」についてであります。初めに現在の考え方や対応について述べさせていただきます。

児童の発達段階を考慮する中で、小学校の中学年と言われている3・4学年以降においては、低学年時に培った能力の上に社会力の育成といったことを一層進めていくことが大切であると考えています。他者の考え方を尊重し、他者と強調してよりよく時々の課題を解決していける力の育成や、興味・関心を持ちながら探究的な学びを進めていくためには、ある程度の集団の大きさが望ましいと考えております。子どもが将来自立して幸せに生きていくための力の育成にとって、中学年以降の発達段階を考慮した学級編成としては、県の学級編成基準の規模が望ましいと考え、学級編成をしてまいりました。なお、保護者の皆様の中には、少人数学級から大きな集団に変わるにより、学力面で不安を抱えている様子がうかがわれましたので、少人数学習集団を形成することにより学力向上を目指すこととし、村費による講師を加配し、対応してきております。

お尋ねの3学年の少人数学級実施とその検証についてであります。ただいま申し上げました考え方や、現在実施をしております村費加配の取り組み内容により、当面は県基準の学級編成で進めていきたいと考えております。なお、児童の様子や学校運営の状況を見る中で、児童の成長にとって必要があると考えられる場合は、学校等と連携しながら、中学年で少人数集団による学級編成のあり方について研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） この制度が始まりまして今3年目になるわけですので、今の3年生が初めてこの少人数学級で学んでこられた。今、3学年になって、通常の県の推奨する人数の規模の学級になっているということでもあります。これは初めて3年生がそうなったわけでもありますので、その3年生の保護者に対しての聞き取り調査ですとか、アンケートといったもののお考えはないでしょうか。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 保護者に対するご意見を伺う機会というのは、教育委員会として特にそういう機会を設けるということは、今は考えておりません。ただ、学校からは、1・2学年で学習習慣形成をしてきたときの評価と、それから3学年で学級規模が大きく変わったことによる子どもたちの変容ですとか、そういった状況は聞いております。ただ、学期の当初は、なかなかクラスの中が落ち着かないという状況は見

受けられたようでありますけれども、現在は非常に落ち着いた状況で学級運営がされているというような報告を受けております。現在の4学年の保護者の皆様からは、3学年になるときに、少し学級の規模を小さくしてほしいという話がありました。そんな状況です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 低学年の1・2学年においては少人数で、担任の先生の目がしっかり行き届いているというような話でありましたが、2年生といますと、年齢でいうと8歳。これは致し方ないことなのですけれども、例えばこの4月に生まれたお子様と3月に生まれたお子様の成長の速度と言いますか、こういったものはやはり差はあると思われま。

この2年生の8歳という段階でその判断をしていいのかなという私の考えがあるので、1・2年生だとまだその後、子どもの成長によって、1時間1時間の授業をしっかり受けることが難しいといった子もいるだろうし、お子さんの個性もあると思いますが、その辺の判断もこの2学年まででは判断しかねるのではないかと思います。私の印象ですが、どのように教育長はお思いでしょうか。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 先ほどご答弁させていただきましたとおり、1学年、2学年と保育園から大きく学習面ということで、小学校へ入ってきて環境が大きく変わるものですから、1・2学年では学習習慣を定着させたいと考えております。そのためには、県の基準よりも少し小さめの集団の中で、より細やかに子どもたちの様子を見て、学習習慣の定着を図っていきたくと思っています。それが多分、次の中学年、高学年へとつながる基礎力と言いますか、学習状況を支えていく基礎になっていくのかなと思っています。

では、小さい規模でずっと続けていけばそれでいいのかといいますと、子どもたちがこれから社会に出て、社会の中で自立して幸せに暮らし、そして地域社会に役立っていくためには、社会の中で生きていく力の育成というものがとても必要になってくるかなと自分は思っています。そのためにはいろいろな人たちと協働して、学習課題も含めてその課題を探求的に課題解決に導いていくような、そういったみんなとかわりながら課題を解決していく力の育成、そのようなことができたらいいなと思っています。

そのためには中学年段階で、ある程度県が基準として設けている規模の35人規模

学級の中でそういった力を育てていくことが、子どもの発達段階としては自分はいいのかなとは思っています。そんな状況です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 私の思いと言いますか、そういったものは3学年あたりで終了時に判断、見極めてもいいのかなといった私の考えではあります。

それで、2学年から3学年になるときに、騒がしかったとか落ち着きがないといった状況は確かに見られています。この中で、担任の先生からしっかり目が行き届かなくなると、そのままにされると一番これはつらいことでもありますので、2学年から3学年になるこの1学期といったもの、これはまた指導方針ですとか、そういったものもしっかりと考えていかなければいけないと思われませんが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） そのとおりだとは思いますが。現在はどのような対応をしているかと言いますと、3学年には村費のフルタイムの加配の先生を充てて、習熟度別の学力保障をしていこうということで、今、加配の先生を充てております。ただ、学校の中の運用としては、できるだけ早期にクラスの中を安定させて学習に集中できる環境をつくっていきたいということで、習熟度だけではなくて、今TTとして学級の中に入って、学級担任と一緒にもう1人加わって学級の状況を見ていくという対応をしております。そんな状況です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） この1・2学年の少人数学級ですが、これはまだ始まって数年ですので、今後も毎年検証、また保護者等への聞き取りですとかアンケートといったものも、今後は課題として考えていただければという私の考えであります。

以上で私からの質問を終わりにします。

○議長（三澤一男君） では2項目めはよろしいですね。

以上で、春日仁議員の質問は終了しました。

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位2番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項「公共施設等の『個別施設計画』策定に向けて」を質問して

ください。

大月民夫議員。

(7番 大月民夫君 登壇)

○7番(大月民夫君) 議席番号7番、大月民夫です。

7年ぐらい前になります。平成24年12月に発生いたしました笹子トンネル天井板落下事故は、インフラ施設の老朽化に伴う維持管理の甘さに対する不安の嵐が日本全土に一気に吹き荒れたことは、今も鮮明に脳裏に焼きついております。

事故を契機に、すべての地方公共団体にインフラも含めた公共施設の総合的な管理のための公共施設総合管理計画の策定が義務づけられ、当村も平成29年3月に長期的な視点で公共施設の総合的な管理を推進する基本計画が示されました。

今後は個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画の策定段階に入ってまいります。幅広い年代層の多くの皆さんが対応ならびに今後の進路に大変注目されている課題でもありますので、ご議論をさせていただきたいと思っております。

本年度の施政方針で「将来の少子高齢化社会に向けての公共施設のあり方について、総合的に調査研究を行うため『公共施設あり方検討委員会を設置』し、持続可能な山形村のあるべき姿を検討する」と示されました。

既存の公共施設の更新などにかかわる財政負担を軽減もしくは平準化する必要性とともに、住民ニーズも的確に捉えることも欠かすことはできません。個別施設計画の基本的な考え方と、本年も、はや半年が経過しようとしておりますので、検討状況の進捗度合いをお伺いさせていただいてまいります。

初めに、公共施設あり方検討委員会への諮問内容と答申依頼時期をお聞かせ願います。

次に、検討委員の皆様のご委嘱の人数にあたり、分野別構成内容と人数をお伺いします。また、現時点の協議進捗状況を概要だけでもお聞かせいただきたいと思います。なお、住民ニーズの把握の意味でも、できましたら委員会は公開性での開会が私は望ましいと思われれます。ただ、公開に切りかえる時期のタイミング等もあろうかと思っておりますので、お考えをお聞きしたいと思います。

続きまして、総務省は個別施設計画に基づいた取り組み支援のために「公共施設等適正管理推進事業債」を平成29年度から創設しております。制度内容を把握している範囲内で構いませんので、お聞かせをいただきたいと思います。

最後に、検討委員会にも委ねられておられると思っておりますが、築後66年が経過し、

事実上機能ストップしており、本村の公共施設の中で最も倒壊の危険性が高く、喫緊対応が余儀なくされております「ふるさと伝承館」の今後に向けた取り組みの方針をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、事前通告に基づき質問を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願ひます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大月民夫議員の「公共施設等の『個別施設計画』策定に向けて」のご質問にお答えいたします。

最初のご質問であります「公共施設あり方検討委員会への諮問内容と答申依頼時期について」であります。平成29年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画で取り扱った施設のうち、公共建築物にあたる主要21施設を対象に、建築物の利用動向に関する事、存続が望ましい建築物に関する事、廃止が望ましい建築物に関する事、統廃合が望ましい建築物に関する事、建て替えが望ましい建築物に関する事、その他建築物の運営に関する事の6項目であります。

また、答申時期に関しましては、検討対象施設が多いことから特には定めておりませんが、できれば12月ごろまでには答申をいただければと思っております。

2番目のご質問「検討委員会委嘱の分野別構成内容と人数並びに現時点の協議進捗状況、委員会の公開性の考え方について」であります。委嘱をした検討委員会の委員は「各種建築物の運営委員会の代表委員6名」と「識見を有する者4名」の計10名で構成をされています。現時点での協議進捗状況であります。会議は全部で4回を予定しております。既に2回が終わっております。3回目は9月12日に実施する予定であります。

委員会の公開性であります。委員会を公開にするか非公開にするかについては、特に規定をしておりませんので、傍聴などの希望の申し出があればその都度対応を委員会で検討することにはなりますが、資料の提供や進捗状況についての状況提供にはできるだけ対応してまいりたいと考えております。

3番目のご質問の「個別施設計画に基づいた公共施設等適正管理推進事業債の制度内容」についてであります。公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等の老朽化対策として活用ができます。本事業の対象となっているものは7事業ありまして、①集約化・複合化の事業、②長寿命化の事業、③転用の事業、④立地適正化事業、

⑤ユニバーサルデザイン化事業、⑥市町村役場機能緊急保全事業、⑦除去事業であります。

この起債は大変適用要件が厳しい起債でありまして、総体面積を縮小することや転用後が公共施設でないこと、また除去事業については元利償還金への交付税措置がないなどの条件があります。いずれにしろ具体的な内容が村の個別施設計画に記載されていることが条件となります。なお、山形村では平成30年度から長寿命化事業として道路整備にこの起債を活用しております。

4番目のご質問の「村ふるさと伝承館の今後に向けた取り組み方針」についてありますが、検討委員会では平成27年3月に、山形村文化財保護委員会が教育委員会に答申をしております。「ふるさと伝承館整備の在り方検討結果報告書」の意見を参考にしながら検討をしております。2回目の会議では、委員相互の共有認識を持つために伝承館を視察いたしました。視察後には、伝承館に関しては危険なため、急いで結論を出したほうが良いなどの意見が多く出ておりました。近年、大規模な自然災害が頻発している中で、危険な状態にさらされておりますし、現在休館中のため、子どもたちのふるさと学習などに使えていないというのが実情であります。ただ、時間がない状況ではありますが、手戻りとなるような拙速な判断をしないよう、人口動態、財政状況等を勘案しながら慎重に審議を重ね、今後の方向づけをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 現状の進捗状況も含めて、一応お伺いしたい点をもれなくご答弁いただきました。

それでは再質問に際しまして、最初、個別施設計画の基本的な考え方、その辺について若干2、3お伺いしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

当村の条件というか基本的な背景というのですか、そういった意味で近隣の、要は平成の合併を経た自治体と比べますと、利活用目的が同一の公共施設を複数保有しているという状況ではないというのが、1つの特徴というか基本的な考えになると思います。要は、今現在保有しているそれぞれの公共施設が、特徴を生かしながらまさにフル稼働しているというのが実態だと思います。ただ、難を言いますと、大多数の施設が建築後30年から40年経過した施設が圧倒的多数で、多くは耐震補強はされているものの、いずれ一斉に到来しそうな更新時期を視野に入れながら、長寿命化策を

どうやっていくかという施設を多数抱えているというのが、あえて言うとなかなかと思います。

そこで今、大体把握したとおりの答申内容は今お聞きしたのですが、あえてもう一度お聞きしますけれども、個別施設計画では21施設それぞれについて、将来展望、集約化あるいは複合化、除却も含めてですけれども、そういった指針をきちんと明確に示すと。もう1つは、長寿命化対策というのは絶対に欠かせないことですので、その手法と、これはどのぐらいやるのか、その辺までこの検討委員会は明確にしていただけなのかどうか、その辺を確認させてください。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 長寿命化計画につきましては、改修の優先順位等を、ソフト面でありますとか総合劣化度等を勘案しまして、検討をして優先順位づけをしていくといったものになります。そして、その中で長寿命化をするといったものについては、およそ何年度に大規模改修が必要になってくるという計画づけをしていくというものであります。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 長寿命化策というのはかなり重要なポイントになるものですから、しっかり明確に、この検討委員会で徹底的に練るべきだと思います。この建物を将来どうする、ああするということももちろん大事ですけれども、長寿命化を図るにはどうするのかという、何をどのようにいつごろやるかというのは、本当はきっちりこの計画の中に盛り込んでいただきたい。

何でそう申し上げますかという、例の基本計画に明確に書いてあるのですけれども、これまでの経緯、要するに昔からの通念の経緯ですと、公共建築物の建て替え時期、いわゆる更新時期は過去の流れで行きますと、建築後40年程度が目安とされてきたわけです。今までの経緯からですけれども。その目安で行きますと、もう既に小学校の校舎、トレーニングセンター、研修棟がまさにその時期に入っているわけですが、しかしながら今の各種長寿命化策のレベルアップというのがかなり図られておまして、今日では建築後30年目安で、ある意味だと大規模改修、そこにかなり投資すると。その大規模改修や補修を行って、その後適正に管理をしていけば、建築後60年の長寿命化が図れる。そういう路線になってきているようであると、これは計画書に書いてあることですからね。当村は、すべてがそれに該当するしっかりした建物かどうかというのは、私は専門家ではないから不透明なのですが、そのような

スタイルを目指していると私は思っているのですけれども、その辺はどうなのか。

そういう意味で言いますと、今、30年前後の建物はいっぱいありますよね。あえて私は過去のあれで調べてきたのですが、役場庁舎が今年33年目です。エポック館が31年目、ミラ・フード館が27年目、ふれあいの館が25年目、まさに30年近くのものがいっぱいあるものですから、その施設を、どんな長寿命化をいつどのよう
にどういう内容で図るか。この辺をぜひ検討項目に入れて練っていただきたいと思う
のですが、しつこくあえて申し上げて恐縮ですけれども、その辺のお考えをいま一度
確認させてください。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 個別施設計画の中では、それぞれの施設について大規模改修をいつごろ行い、長寿命化改修事業を行い、また大規模改修を行いということをおよその年次で示しながら計画立てをしていくとしたというものであります。それによりまして、例えば小学校でありますと、耐用年数からさらに長い60年、80年といったようなものに使えるような形で改修をしていきたいと考えていきたいと思いません。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） よろしく願いいたします。それでは、もう1つ基本的な考え方の中で、公共施設の総床面積の関係、この辺も計画書に基づいて再度確認をさせていただきたいと思えます。

まず、今日の議論の中での話にもなるのですが、一般的に公共施設といえば、公共建物とインフラ資産に大別されます。道路、橋梁、上下水道等々のインフラ資産は基本的には将来に向けても総量の軽減とか廃止ということは一切困難なことがございます。計画的に点検・修繕・更新を行っていただいて、予防・保全型の維持管理を確実に進めていただけるものと理解しておりますので、本日のこの後の議論の中では多くは触れない予定であります。

そこで公共建物についてであります。総合管理計画では山形村の将来展望人口ビジョン、要は人口減の見通しと財政状況も考慮する中で、公共施設建物の総床面積を現状より7%削減することを当初目標として掲げられております。これは明確にうたわれておりました。

ただ、同じ計画書の中で、ページをもうちょっとめくっていきますと、現状の公共施設建物を、山形村民1人当たりが保有している床面積という見地で算定いたします

と、1人4.55㎡だそうでございます。他の自治体とどうなのだろうということもございまして、当村と同じ人口8,000人から9,000人規模の自治体の平均が7.87㎡、山形村が4.55㎡で、ほかの平均が7.87㎡。そのような資料がございました。これに関してどうこうということは私は言わないのですが、要は山形村の公共施設が過剰に設備されているという状況ではないということは明らかです。どちらかといえば現状施設をまさにフル活用しながら、住民ニーズによりよく対応しているというのが実情ではないかと私は考えております。

今後の検討会の中で総床面積を目標に掲げてありますから、それも1つの研究材料になると思うのですが、さっきの村長の答弁にもあったから安心はしているのですが、まずは現状、各施設の活用状況、その実態把握をしっかりとやっていただく。その意味で今後、利用度も考えながら複合化がいいのか、それとも施設規模をもうちょっと縮小するとか拡大するとか、その辺を主眼に検討していただきたいと思うのですが、公共施設の総床面積を減らすということを基本に検討されていくのか、それとも現状の施設の活用状況を重点的に見直して将来どうかという、どちらが優先という言い方は変なのですが、その辺のもし基本的な考え方があるとしたらお聞かせいただきます。もし、特になければ結構です。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今、山形村と規模が同じぐらいのところの興味深い数字が示されたわけでございます。私もその数字がそのぐらい違うというのは理解していなかったのですが、何となく思うのは、山形村が直線距離で役場を中心に2キロメートルという円の中に入るといったこともあって、山形村ぐらいの規模であったら、例えば村営の保育園が2つだとか、福祉センターを2つ持っているとか、そういったいろいろな状況があるだろうとは思いますが。それでも、かなり山形村の公共施設の1人当たりの面積が少ないということでしたので、またこれも勉強させてもらって、また研究の材料にさせてもらいたいと思います。

それと、現状がやはり一番大事なことでありますので、利用率であったり、実際どういう使われ方をしているか、それでも複合化するならより効率的なことが考えられるかどうか、その辺をポイントに検討を進めてまいりたいとは考えております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） ありがとうございました。

それでは検討委員会のスタッフの件に入りますけれども、予定どおり10名の皆様

にということで、ご苦勞いただきます。本当によろしくお願ひしたいと思うのですが、運営委員会の代表の方、もちろんそれはあれなのですが、識見を有するところを、もし差し支えなかったらご答弁いただきたいのですが、長寿命化とか今ある施設の耐震も含めてなのですが、実態がどうかというと、ある意味専門的な知識というのですか、そういった方がどうしても私は必要かと思うのですが、その識見を有するという方の中にいらっしゃれば安心なのですが、もしいらっしゃらなければ、そういった専門的な分野はどこかに委託するのかどうか、その辺も含めてお聞かせいただけますか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 識見を有する方ではありますが、あり方検討委員会として現在は公民館長を経験された方、区長を経験された方、商工会長をしていらっしゃる方、元村議会議員という方が、識見を有する方として入って検討していただいている状況であります。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 議員のご質問の趣旨は、建築の専門家ということだと思っておりますけれども、それにつきましては、この委員会のメンバーとはまた別に、機会があればアドバイザーというのですか、委員会として意見を聞く機会がもし必要になれば、またそんなことも必要な場合には考えていきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 長寿命化に対する適正な処置という意味では、どうしても専門家が必要になってくるものですから、その辺も踏まえたご意見もお聞きしながら、きちんとした工事計画ができればということで、これは要望しておきます。

それと、公開性の件ですけれども、要は住民ニーズを見極めるという意味で、これまでの手法というのが、どうしても総合計画もいろいろな面でもあったのですが、今まではほとんどパブリックコメント方式だったのですよね。私に言わせると、これで住民ニーズをとったよと何か言い訳みたいに、こんな言い方をしては失礼なのですが、パブリックコメントというのは、正直に言ってあまり思うような効果が得られないと思っています。やり方によって、もしかしたらもっとすばらしいパブリックコメントをやっているところがあれば大変失礼なのですが、現状では私はそんな思いしております。

当村でも、これまで子育て支援センター建設検討委員会、防災無線の導入検討委員

会、健康寿命延伸検討委員会等々、これはすべて公開でやっておりました。もちろん公開と言っても、傍聴希望を募って来てもらって、私もほとんど傍聴に行かせてもらったのですが、一般の村民の方も若干は見えたのですけれども、もちろんその場であだこうだ発言は一切できませんけれども、その印象というのがうまい具合に割と伝わってくるというか、そういう可能性があるんです。意外と公開性でやると、幅広い層の傍聴を得るということによって、思わぬ活路が見いだせるということもあるものですから、どこかのタイミングでこの検討委員会もそのようにやっていただければありがたいなと思いますので、いま一度、ご意見をお聞かせいただけますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 議員のご指摘はそのとおりかなと感じて聞かせていただきましたけれども、今の状況は委員会へ諮問を投げかけてある状態なものですから、委員会へ、こういった要望というか、こういったものにどう対応していくかということもまた検討していただくようお願いをして、例えば公聴だったり意見を聞く機会というものができるか、どういう可能性があるか、その辺については一般質問の中でこういった提案がありましたということで、また検討してまいりたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） ありがとうございます。

それでは、起債の関係の話もさせていただきます。長寿命化も含めた形で、行ったり来たりで大変恐縮ですが、お聞き取りいただきたいのですけれども、長寿命化策推進に際しては、現状施設の形態の見直しがどうしても必須事項になると私は思うものですから、その辺で申し上げたいのです。

数多くの皆さんに心地よく長期間活用し続けていただくためには、具体例を申し上げますと、例えばトレーニングセンターにしましても、ミラ・フード館にしましても、トイレの洋式化、それとバリアフリー化、これなどを早期に計画に盛り込んでいかないと、長い目で見るとあの施設の活用意欲というものがだんだん損なわれていく、そんな時期が私は間近に迫っているような気がしてなりません。

そんな事案に対応すべく、さっき村長の説明の中にあっただけですが、公共施設等適正管理推進事業債の適応事業、7つございました。その中の1つなのですが、これは昨年度からなのですけれども、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように環境を整備しなおすことを目的とした事業を、ユニバ

ーサルデザイン化事業という呼び名で、新たに支援対象枠に去年追加されたと聞いております。

検討会で長寿命化策をご検討いただく際には、ぜひ計画事項としてこの辺を配慮していかないと、今のままの建物を長期間、これから20年、30年使うというのではなくて、今の時勢に合わせた施設設備を改修しながらという、これも1つのポイントになる本当の意味の長寿命化かなと思う。その際、このような起債があるということも考慮してやっていただければと思うのですが、その辺も検討項目にぜひ加えていただきたいのですが、お考えをお聞かせいただけますか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） トレーニングセンター等の改修につきましては、実施計画でも上がっているところではありますが、長寿命化のための改修事業等を合わせていく中で、ユニバーサルデザインといったことも計画が入っております。これについての財源として、公共施設適正化推進事業債も効率的に使いながら検討していきたい、計画立てをしていきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） すべて予定に入っていたということで、大変失礼申しあげました。

アバウトでいいのですが、この起債というのは割と曖昧に書いてあるのですけれども、地方債の元利償還金に対する交付税措置率は市町村によって違くと財政録に書いてあるのです。一般市には30%から50%と書いてあるのですが、この辺、山形村はどんな解釈をすればいいのか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 公共施設等適正管理推進事業債であります。山形村の場合、交付税措置率は30%になります。なお、充当率は90%というものであります。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） ありがとうございます。今後の進め方の部分でもう1つだけ申し上げます。

個別施設計画の推進部署ということなのですが、これも管理計画書の中で、今後このようにしようかなという文面で書いてあるのですが、一応、こういう書き方です。予防保全型の維持管理を行うためにも、点検整備については日常点検と定期点検を計画的に実施し、老朽化対策に生かしていく。まさにこのとおりだと思うのですが、そ

の際なのですが、点検整備を円滑に推進するためにも、部局横断的な担当部署の設置ができればそのようにしたほうがいいのかという計画書の表現なものですから、一応こういう形でこの部署をしっかりと設けて、スタッフは入れかわるかもしれないけれども、そこで全部関連の集中管理をしていく部署が私もあったほうがいいのか、計画書に書いてあるとおりにかなと思うのですが、この辺はどのような認識なのか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 議員のおっしゃるとおり、点検・管理等、現在は施設担当部署が行っているところでありますが、今後、公共施設の個別管理計画を推進していく中で、部局横断的な体制づくりといったものも必要になるかと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 私もその方向がいいと思っておりますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

最後のふるさと伝承館について、再質問に入らせていただきます。

言うまでもないですし、委員も大分ご苦労いただいているということで、検討委員の皆さんにご期待をしているところなのですが、ふるさと伝承館につきましては、これまで変な話、10年来、複数の議員が現状の施設の倒壊の危険性を憂慮しながら、将来展望をめぐってこの場で活発な議論が何回も展開されてまいりました。今後は、あり方検討委員会の皆さんもぜひ頑張って方向性を出していただきたいということで注目しておるのですけれども、将来のあり方は、今、論議するまでに至っていないものですから、当面の問題だけ今日は論議をしたいと思うのですけれども、あの建物をそのまま放置できないし、いつ何があるかわからない。今何かあれば、あの中での貴重な資料が幾つか取り返しのつかないことになってしまうと思うものですから、要はあの建物を取り壊しに当たってはという観点でちょっとお聞きしたいのですけれども。

一応、今、現状保有している中には、県宝認定の土器を初め貴重な資料が山積しているわけですが、とりあえず展示用に保管資料、あるいは保管しておく資料、もしくはこの機会に処分可能な資料もあるかもしれません。もしかしたらそんなものはないと言われるかもしれないのですけれども、そういった分別作業というのは、もう取りかかったほうがいいのかと私は思うのですが、そのようなご予定はないでしょうか。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 分別の作業をしたらどのくらい期間がかかるかということで、担当者で、どのくらいどういう工程で作業を進めていくと、どんな程度の期間を要するかということで算定をしてもらってあるのですが、およそ分けて、それからそこを清掃というか少しきれいにして、保管をしてという作業には、約1年かかるという聞いております。なので、具体的にどこかへ1回移す場所が見えていないものから、それが見えればすぐにでも手をつけられるということで、一応こんな工程ということでは予定はつくってあります。以上です。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） わかりました。まさに教育長がおっしゃるとおり、移す場所の問題だと思います。

議長。これは通告の中に入っていないことなので、もし答弁が無理でしたら結構ですけれども、一応申し上げます。

昨年の第1回定例会の一般質問で、ふるさと伝承館を私は取り上げさせていただいて、そのときに応急的な保管場所としてサンクスBBの第1期施設の活用を提言させていただきました。あのとき住民課長は、制度的には困難だと、それは私も承知しております。ただ、使用用途の一時的な転換という意味での研究はしてみる価値はあるかなという答弁はいただいたのです。もう大分前のことで恐縮なのですが、その後、何かアクションを起こされたのかどうか、もしその話の引き継ぎがあったかどうかだけ、お伺いしたいのですけれども。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問、答弁できたらお願いします。

中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 今のお話は私は初めて伺ったお話です。当時の担当課長の答弁もそのとおりだと思います。

ただ、原則論でしか言えませんけれども、現状の施設に関しては、現状、あそこに埋設されているものの管理ですとか、適正な維持という部分で、そこに重きを置いて施設を管理するということになっているので、それ以外のものが目的外に入ってきたとすると、何かしらのと言いますか、今の入っているものの管理に不都合と言いますか、支障が生じかねないという懸念があったかと思えます。その後、それについて具体的な検討がされたかというようなことは、私は承知しておりません。申し訳ありません。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 突然の通告もない質問をしてしまって申し訳ございません。これは一般質問の場で、去年もそうだったし、その前にも私は取り上げたし、ほかの議員も何回かやっているのですけれども、要は不特定多数の皆さんが出入りする施設への転用は困難、これはどなたから聞いても同じような答えが返ってきております。

実は私ども議会も、もう10年くらい前なのですが、あそこを集中的に議論とか専門家に話を聞いたりとか、そういうことをやった時期があったんです。そのときに、一時的な人の出入りのない倉庫ぐらいならいいのではないかと、可能性はあるよという話もお聞きしたもので、とても期待をして、それからすごく日が経ってしまったというのが現状です。

いずれにしても、サンクスBB形態の施設というのが、全国的にもほかの自治体には見受けられません。だから、基本的な原則はあるのですが、あれをどういうふうに流用してどういうふうにするかというのは、ほかから聞いてやるとか先進事例というのは一切ないもので、逆に言うと山形村が自ら考えて自ら交渉してやっていく、そういう施設かなと私は思っていますので、だめもとでという言い方は変なのですけれども、このように利用するんだ、私の構想としてはあの建物はあのまま、あの中にJRでよく使っているコンテナがありますよね。今、有料の倉庫業者というのは、大きい建物にあのコンテナをぼんと入れて月2万円だとか何かといって貸し出して倉庫がわりにしているところが多々見受けられますけれども、そういった形でコンテナを幾つかあの中に置くだけ、そこで伝承館のあれを分別しながら置く、そんな構想を自分なりに描いているものですから。どうしてもだめなら諦めますけれども、再交渉の余地があるならぜひご検討いただきたいという要望だけ申し上げておきます。

大分長くなりました。個別施設計画の確立に向けましては、いろいろな角度から提言させていただきましたが、質問サイドの私が雑駁で、論点をまとめきれなかったという気もいたしますが、総括をさせていただきたいと思います。

今後はますます時の経過とともに、生活環境もニーズも急ピッチで変貌し続ける時代が続いていくものと推測しております。そんな中で、コンパクトな山形村だからゆえに、村民ニーズには敏感に反応できる、そんな行政運営であってほしいと思います。今回、英知を結集して制定されます個別施設計画を基盤として、定期的に取り組みの進捗状況を評価しながら、時代に即応した見直しも含めたPDCAサイクルをいかに駆使できるかがポイントになるということを、大方の専門の皆さんが言われておりま

す。そんなことで、まずは個別施設計画をきちんとしたものができるのを楽しみにさせていただきます。

最後に、村長の取り組み意欲をお聞かせいただきまして、質問を終了させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 公共施設のあり方検討委員会につきましては、短期間でありますので、完全に全体を網羅したものがつかめるか本当に無理なといえますか、そういった諮問をしてあります。

かなり量の多い議題に対しまして、本当に短い期間だということもありますので、これが12月ぐらいにできればご諮問いただきたいと考えておりますが、また、詰められないことにつきましては、期間を延長してもということも考えられますし、それと、村のほかの公共施設だけに限らず、これからも山形村の村づくりという面からも、こういった公共施設がこういった役割を果たすか、そういった何年か先も想定した中で、いろいろな多方面にわたっての答申をいただきたい。また、委員会の皆さんにそういったご期待をしているところであります。

こういった答申が出るにいたしましても、また議会へも報告してまいりますし、来年、再来年の事業の展開にも関係してまいりますので、注目していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員、質問終了でよろしいですか。

○7番（大月民夫君） はい。ありがとうございました。

○議長（三澤一男君） 以上で、大月民夫議員の質問は終了しました。

ここで本会議を休憩をします。午前10時35分まで休憩します。

休憩。

（午前10時22分）

○議長（三澤一男君） では、全員おそろいのようなので、休憩を閉じ、ただいまから本会議を再開します。

（午前10時35分）

◇ 竹野入恒夫君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位3番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項1「公衆トイレについて」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

（9番 竹野入恒夫君 登壇）

○9番（竹野入恒夫君） 議席番号9番、竹野入恒夫です。それでは、私は今回大きな項目で2つの質問をさせていただきます。

昨日は第22回村民ゴルフ大会が豊科カントリーで天候にも恵まれて、156名エントリーの154名の参加で行われました。首都圏から中京の村人会からも9名の参加がありました。議会からは私と百瀬昇一議員の2名でした。村の一大行事となっております。このような雰囲気を感じる機会は少ないので、もっと多くの議員や役場職員の参加を希望いたします。

それでは一般質問に移ります。1、公衆トイレについて。

1、小学校東側の公衆トイレはいつごろ建設されたものか。

2、役場東側の公衆トイレはいつごろ建設されたものか。

3、どこで管理しているのか。清掃作業、備品の管理、建物の管理、照明器具の管理。

4、両公衆トイレには身障者用のトイレが設置されていません。世の中の動きの中で早急に整備しなければならないが、どのような予定になっているのか。

5、役場東側の公衆トイレの案内板は大分色あせているが、更新する予定はあるのか。

以上で1回目の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 竹野入議員の質問の公衆トイレのご質問にお答えをいたします。

1番目と2番目のご質問の「公衆トイレの建設年について」であります。小学校東側の公衆トイレは平成3年度、役場東側の公衆トイレは平成4年度に建設をされております。

3番目のご質問の「どこで管理しているか」であります。山形村社会福祉協議会に清掃作業と備品の管理を委託し、建物の管理等については村が行っております。また必要な備品及び不足している備品については村で購入し、支給・補充をしている現

状であります。

4番目のご質問の「身体障がい者用トイレ整備の予定について」であります。小学校の東側、役場の東側の両トイレとも、身体障がい者用トイレ等の多目的トイレはなく、十分な駐車スペースが確保されているわけでもありません。場合によっては利用しづらい状況にあると認識しておりますが、近年の利用状況を伺いますと、コンビニエンスストアが近隣に増えたことなどから、公衆トイレの利用者は減少傾向にあるようであります。今後は、役場東側のトイレについては必要性も含めて検証する中で、設置場所や改修内容について研究をしていきたいと思っております。役場の東側公衆トイレについては、現時点では改修・再整備を行う予定はございません。

5番目のご質問の「役場東側公衆トイレの案内板について」であります。今後、内容の更新も含め、取り扱いは研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 必要のないところは減らしてもいいと思うのですが、耐久年数というのは大体、こういうものについてはどのように考えているのか。それと、バリアフリー化はどのように考えているのか。それと、両方のトイレの照明器具が非常に暗い状態であります。照明器具の点検等はして、交換しなければいけないと思うのですが、その辺はどうなっているのかお聞きいたします。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 耐用年数につきましては確認をしておりませんので、後ほど確認をしてお答えをさせていただきたいと思っております。

それから照明器具等については、通常の維持管理をしている中で点検をしているところではありますが、暗いというご指摘については、今後、確認をし、検討させていただきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） じゃんずらのときも、役場東側のトイレは非常に暗くて、よそから電球を持ってきてやっている状態だった。なので、そこの辺の確認もしてもらいたいし、また、建て替えが無理なら、今ある便器を洋式にするとか、そういう方法も考えてほしいのだけれども、どうでしょう。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長

○総務課長（上條憲治君） 役場東側のトイレについては、先ほど村長が申し上げまし

たが、その設置場所でありますとか、改修内容について今後研究してまいりたいと思います。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） それと、トイレの側面にある東を向いている看板の件ですが、非常に古くなって見苦しいですよね。それと、山形村の観光案内と、水色山路、山形ウォッチングの看板と2つあるわけですが、今、水色山路と言ってもほとんどの人がわからないですよね。それをこうやっていつまでも放っておくということはおかしくないか、その辺はどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 1つが観光の看板と、もう1つが水色山路のウォッチングというのですかね、そういった水色山路に絡めた看板が2つあるわけですがけれども、水色山路の看板は、かなり劣化して見えないというのがご指摘のとおりでございます。どのようにするか、そこについては早急に対応したいと思います。以上です。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 一番目立つところなので、ぜひいろいろなアイデアを出して、職員からも募ったり、村の人たちからも募ったりしてもいいと思うのですが、目立つようなものに変えていっていただきたいと思いますので、ぜひそういう意見を聞く機会をつくってもらいたいのですが、どうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） どういう方法がいいか、また内部で検討しまして、研究してまいりたいと思います。また提案などございましたら寄せていただければありがたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） じゃんずらのときなんかを見ていると、非常に東側のトイレが混むわけですが、役場庁舎の中のトイレを開放とかすることは考えていないのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 夏祭りは人出も多くて、トイレもかなり混雑しているというのが現状だと思います。夏祭りに関しましてのトイレの状況につきましては、またじゃんずら祭りの反省会もございますし、こういった意見があったということで紹介をして、どんな状況だったかまた確認をしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員、1項目めの質問は終了でよろしいですか。

竹野入恒夫議員、次に、質問事項2「薪割り機・ウッドチップパー（せん定木粉碎機）について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 2番目の質問に移ります。

薪割り機・ウッドチップパー（せん定木粉碎機）について。

1、村に薪割り機は何台あるのか。

2、ウッドチップパー（せん定木粉碎機）は何台あるのか。

3、薪割り機・ウッドチップパーの稼働率はどのくらいになっているのか。

4、なぜ住民への貸し出しをやめたのか。住民サービスの低下になっております。

5、せん定木などの野焼きは原則として禁止されており、廃棄物処理法に基づく罰則もあるわけですが、山形村でのせん定木の排出量はどのくらいと考えているのか。また、毎年増えているのか。

6、せん定木の排出量の資源化による削減計画はあるのかどうか。

以上で1回目の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目の質問の「薪割り機・ウッドチップパーについて」のご質問にお答えをいたします。

最初の質問の「村に薪割り機は何台あるか」についてでございますが、平成20年に購入したものと、平成29年に購入した2台がございます。

次に2番目のご質問の「村にウッドチップパーは何台あるか」についてであります。総務課で管理している小型のものが1台、産業振興課で管理している機械が1台で、合わせて2台であります。

次に3番目のご質問の「薪割り機・ウッドチップパーの稼働率はどれくらいか」ということですが、薪割り機・ウッドチップパーともに稼働率が出るほどの稼働はございません。薪割り機は林業委員さんの作業の際や、森の里親事業で山林作業に入っただけに使用しております。稼働日数としましては年に数回という使用の状況であります。ウッドチップパーは職員が現場で作業する際に使用するのが年に10回ほどございます。

次に4番目のご質問の「なぜ住民への貸し出しをやめたか」という件であります、平成28年に貸し出し中の薪割り機が大きな損傷をしました。原因は経年劣化によるものと、使用方法にも大きな問題があったと思います。幸い、使用していただいた方にはケガもなかったわけですが、そのとき内部で検討を重ねた結果、機械の耐用年数も来ていたということもあって、村民の安全という意味合いもあり、貸し出しを廃止いたしました。平成29年3月に薪割り機の貸し出しの要綱も廃止している現状であります。

5番目のご質問の「山形村でせん定枝の排出量はどれくらいと考えているか。また、毎年増えているのか」というご質問であります、一般家庭の庭木や植栽の管理で出たせん定枝は、落ち葉や雑草などと同様に可燃ごみとして収集されております。指定の袋に入らないものは、任意の透明な袋に記名の上、出していただくことになっております。このようなせん定枝は、通常の可燃ごみと同様に回収するため、それだけを抜き出して収集量の把握ができない状況であります。従いまして、排出される量の増減というのを数値で見るデータもないのが現状であります。

次に6番目の「せん定枝の資源化による排出量の削減計画は」というご質問であります、現段階ではそのような計画はございませんが、生ごみの堆肥化と同じように、手を加えることで自然界に戻すことができる木の枝でありますので、資源化はごみの削減には大変効果がある手段の1つであるということは認識しております。チップ化はその最も効率的な方法だとも思いますが、大型の専用機を使つての作業は危険を伴いますので、作業中の事故の話もまたしばしば耳にしているところであります。村民の皆さんの安全にかかわることでもありますので、本格的に取り組むには、そういったリスクへの対応も考え、慎重な検討と準備を要するものだと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 村に2台ずつ両方あるということですが、稼働率はほとんどゼロといった状態です。住民に貸し出していたものをやめるということは、住民にとっては非常に辛いことでもありますし、なぜということが明確にされていないんだよね。壊れたから貸し出さない。では壊れる前の状態とか、貸し出す前はどのような状態であったのかという記録もあると思うのですが、そういうものとか講習会等を開けば、別に安全に使えると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 議員のご指摘のとおりかと思えます。まず住民の方々に貸し出していたものについては、平成20年度に購入させていただいたものであります。この購入に際しましては、県でも間伐の促進といった旗を大きく振った時期でもありまして、その間伐材というのが、当初は切り捨て間伐といいまして、山に置き去りにする施業の仕方でありました。

その材を見て、何とか有効利用できないかといったところで、そういった施策を設けて、薪割り機の貸し出しをさせていただいたといった内容でもありますし、その当時の事業の目的としては、薪材を必要とする方、それから山主さんが連携をしてその山林作業をやった材については、薪割り機で割って活用すればどうかといった計画でございました。

そういったこともありますので、平成28年に事故があった際に、担当課で検討を重ねたのですけれども、機械の耐用年数も来ておりましたので、それについては一旦終了しようと、初期の目的についてはよかったのではないかとということで終了しました。国の施策も、切り捨て間伐というものから搬出間伐と、切ったものについてはすべて搬出しろという間伐の方法に変わってきたものですから、山の中に見苦しく間伐材が残ってしまうということもなくなってきたものですから、そういったことで経過としては貸し出しを中止したといった内容であります。

貸し出しをしていた最中の機械の管理ですとか、そういったものについては議員のご指摘のとおり、役場側にも手落ちが十分あったかと思えます。まだ今後の対応については考えておりませんが、今のところ経過としてはそういった内容でございます。

以上です。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 近年、薪ストーブが大分増えています。ペレットと違って、薪は自分で割らなければいけないというリスクがあるわけですが、その際に村にあるものを貸し出してもらいたいという声も大分聞くわけですが、規定等をつくったり講習会をすればできるのではないかと。また、朝日村ではウッドチップパーを新しく買ったと。それについて講習会を年3回ぐらい開いて、ウッドチップパーを使わせて資源化するということで、9月の2日ぐらいから貸し出しているわけですが、その辺のことも聞いていますか。どうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 薪割り機の講習会等々については必要かと思ひますし、ただし、今あるからすぐ住民の方々にお貸しをするという論点ではなくて、先ほど申し上げましたとおり、里山で間伐をしたいのだけれどもできなくて困っている山主さんの山を、有志の皆さんで間伐なり皆伐をしていただいで、それを材として活用するといった仕組みづくりの方が、公共性・公益性の部分からも図れるのかなと思ひますので、そういった仕組みについても研究しようかと事務担当者としては今練っている最中でありませう。

チップーにつきましては、私どもで管理しているものは大型でありまして、カタログ上でも8センチメートルぐらゐまでは切れてしまうということで、腕でも何でも潰してしまう危険性があるものですから、そちらについては慎重に対応したいと思ひます。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 今までも一般に貸し出しはしなくて、山主というかそういう人たちに貸していたということですか。それと、今、チップーがあるということですが、これはシルバー人材センターの人をお願いして、専門員みたいなものをつけてやるとか、そのような方法もあると思ひますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 説明が不足しておりまして、山主さんへの貸し出しもしておりませう。今後もし貸し出すということを考えるのであれば、そういった方法もあるのかなと考へておりませう。あと、せん定機の方は、住民課長が研究をしておりますので、住民課長でお答えをさせてもらえればと思ひます。

○議長（三澤一男君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） ウッドチップーに関しましては、今、議員がお話しのとおり、朝日村では今般そういった制度を始めたということが新聞でも出ておりませう。お話も聞かせていただきました。朝日村としても、取り組みとしては初めてのことだと思ひますので、取り扱ひの講習会を開いて、その講習会の受講者を対象に貸し出しをするということで、そういった意味で周到な準備ということにはなろうかと思ひませう。

うちの村の場合には、このチップーといひませうか、せん定木の粉碎に関しては、これまで貸し出しという形はとっていないと思ひませうけれども、一番ネックになるのは、先ほどから何回も申し上げますが、大きな専用機械を使うということの危険性だと思

います。農業機械もそうですけれども、どうしても大勢の人が不特定な状況で使うということになると、講習を受けていてもそういったリスクが高いと思うのです。様子を見ているわけではありませんけれども、皆さんの必要の頻度、必要性みたいなものは十分に吟味する必要があるのだらうと思います。

余談と言いますか、先般、住民課でゴミ袋の記名の状況というのを調査いたしました。それは広報には結果や何かは載せてありますけれども、その際に参考までにということで、せん定木と言いますか、赤い袋によくせん定枝も入っている場合もありますけれども、それ以外に袋が出されているものがあるのですね。赤い袋にも当然入っているのだけれども、単純に目視で見分けられるものについて、赤い袋以外で草とかせん定枝の袋がどのくらいあるかということも調査するようにと指示したんです。そのときにはおよそ15%ぐらいはそれ以外の袋だったのです。ただ、それは枝というよりは季節もあるのでありますが、草が多かったというのがあります。

皆さん、そういうところでむやみに捨てたり野ざらしにするのではなくて、処分してくれるという意識は非常にありがたいことでありまして、それを議員さんが言われるようなごみの削減につなげるということであれば、機械の貸し出しというよりは、例えば草や小さな葉とか枝とかというものであれば、乾燥させてその後処分するとかという方法も1つの手段かなと思っております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 貴重な意見をいただきまして、ありがとうございました。やっていたサービスをやらなくなるということは、非常に住民に対してのサービスの低下になりますので、ぜひその辺も考慮してもらって、せっかくある機械ですので、使わせてもらう形にぜひ検討していただきたいということをお願いして、終わりにします。

○議長（三澤一男君） 質問終了でよろしいですか。

以上で、竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

◇ 百瀬 章 君

○議長（三澤一男君） 質問順位4番、百瀬章議員の質問を行います。

百瀬章議員、質問事項1「当村の人口減少を緩やかにし、高齢化率を抑えるための取

り組みは」を質問してください。

百瀬章議員。

(8 番 百瀬章君 登壇)

○ 8 番 (百瀬 章君) 議席番号 8 番、百瀬章です。

1 番の質問事項「当村の人口減少を緩やかにし、高齢化率を抑えるための取り組みは」について質問したいと思います。

質問の要旨につきましては、令和元年 6 月定例会、前回の定例会ですが、私の当村の未来にとって最重要課題は何かという一般質問に、村長は人口減少、少子高齢化の時代への取り組みと、変質する地域コミュニティへの対応という答弁をいただきました。そこで、ここに来て加速している人口減少、少子高齢化への取り組みを質問いたします。

1 番、今年 は 1 月 1 日から 7 月 1 日までに山形村の人口が 70 人減少し、ここ数年の年間減少数の 2 倍程度となり、増えています。人口減少に関し、要因分析はしていますか。

2 番、社会増のための移住促進の施策は、どういったものがありますか。さらにその周知方法、発信方法は。

3 番、空き家対策と移住促進はリンクすると思いますが、どうお考えですか。

4 番、移住定住及び空き家対策を担当する地域おこし協力隊を募集していると思いますが、応募状況はどうなっていますか。

5 番、やまのこ保育園に入園を希望する保護者は村外者もいると聞きます。その中には当村に移住した方々もいるようです。移住した動機や出身地の分析をしたことがありますか。

6 番、当村に移住された方全般に、山形村を選んだ理由などのアンケートはとっていますか。もしとってればその傾向の分析はしましたか。

7 番、自然増を促進する要因の 1 つとなる結婚支援の方法並びに相談件数、成婚件数はどの程度ありますか。

8 番、当村の結婚適齢期の男女の人数及び結婚への意思などを把握するためのアンケート調査をしていますか。

以上が 1 番の質問でございます。

○ 議長 (三澤一男君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 百瀬章議員の質問であります「当村の人口減少を緩やかにし、高齢化率を抑えるための取り組みは」のご質問にお答えいたします。

1番目のご質問の「今年1月1日から7月1日までの人口減少の原因分析をしているか」というご質問であります。村として人口動態については常時分析を行ってはおきませんが、民間の宅地造成やアパートの建設などの動向に注視をしているところであります。中長期的な人口予測については、総合計画などの策定や見直しのタイミングなどで行っております。今後も人口減少の推移は重要課題でありますので、村政の運営上からも必要な分析を行っていきたいと考えております。

次に2番目のご質問の「社会増のための移住促進の施策は」についてであります。地域おこし協力隊と協力し、移住を検討している人向けに村を紹介するパンフレットを作成しております。平成30年1月に初版を作成し、本年7月に内容を更新しております。随時更新をしていきたいと考えております。また、村での生活のイメージをしていただけるような子育て施設、商業施設等を案内するツアーを企画し、7月から受付を始めております。それぞれの事業は村のホームページと協力隊のフェイスブックなどで周知しております。

次に3番目のご質問の「空き家対策と移住促進について」であります。平成30年7月に空き家バンクをスタートさせましたが、現在、1軒の情報公開をしております。窓口にも空き家を求めてくる方はいらっしゃいますが、紹介できる物件が少ないのが現状であります。また今年、固定資産税の納税通知書を発送する際に、空き家バンクの物件を募集している旨のお知らせを印刷して送付させていただいております。何件か問い合わせはありましたが、今のところ物件の登録には結びついていない状況であります。空き家バンクの制度があっても、登録件数が少ないのがどこの自治体でも課題となっているようであります。今後は移住希望者に紹介できるよう、円滑に流通できる方法も研究していきたいと考えております。

次に4番目のご質問の「移住定住、空き家対策を担当する地域おこし協力隊の応募状況は」についてであります。平成31年2月まで募集をしておりました。応募は何件かあったのでありますが、2次選考の前で辞退する方もあり、採用には至っておりません。この11月に参加を予定しております総務省が主催する「地域と関わろう！地域の魅力発見フェア」に出展した際に、移住希望者に対してPRをするとともに、協力隊応募希望者がいた場合には合わせてPRをする予定であります。

次に5番目の質問の「やまのこ保育園に入園された方々の動機などの分析について」ですが、最近は子育て支援について市町村の状況を調べている方が多く、あらかじめ村全体の子育て支援や環境等を考え、転入される方もいらっしゃいます。その際、やまのこ保育園独自の保育方針に賛同して入園を希望する方もいらっしゃるという聞いております。また、アパートに居住していた方が家を建てる時点で、山形村を選択していただいているということも年に数件はございます。子育て支援センター等で聞き取った限りでは、山形村の自然が豊かで環境がよい点や、商業施設や就業場所が近郊にあり生活しやすい、人が優しい、また子育て支援が手厚く充実している、他市に比較して土地購入価格が安価である等の動機を伺っております。

次に6番目のご質問の「移住された方に山形村を選んだ理由などアンケートはとっているか」についてですが、県の田舎暮らし「楽園信州」推進協議会で全県の動向を把握するために、県外からの転入者を対象にアンケートを実施しています。山形村でも、これに協力する形で転入者にアンケートの協力をお願いしております。

7番目のご質問の「結婚支援の方法並びに相談件数及び成婚件数はどのくらいあるか」についてですが、本村では平成元年から結婚相談員制度を実施しておりましたが、社会環境の変化や結婚観の多様化などから結婚に至るケースがほとんどない状況となりました。平成18年度をもって廃止をしております。現在は民間の結婚相談所の開設やインターネットを介する新たな出会いの場などもあり、村独自の取り組みは行っておりません。村に相談があった場合は、県が運営している長野結婚マッチングシステムを紹介しております。相談件数は平成30年度、去年は0件でありましたが、今年8月末現在で1件ございました。

8番目のご質問の「アンケート調査について」ですが、特に行ってはおおりません。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） では順を追ってお聞きしていきたいと思っております。

1番の減少が加速している原因ですが、山形村まち・ひと・しごと創生総合戦略の平成30年度の評価シートによりますと、転入者から転出者を差し引いた数は増加しております。しかし、総人口は減少しております。この点はどう捉えておられますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 自然減だという、その点のご質問でいいわけですかね。自然減

という話でありますので、村外に対してどうこうという話とまた違うと思えますし、自然減に対する施策としましては、住みがいのある村づくりといったことだとか、住みやすい村づくりを充実していくと。それが自然増につながるという施策だと考えておりますが、その辺をどうするかということは今後の検討課題だと思っております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 移住者の方に対して、あまり立ち入って細かいことを聞くことはできないと思います。それから、移住するにあたってのいろいろな住所変更等々の手続がありますが、その中に1枚、後日でもいいのでアンケート用紙を入れて、任意提出という形で、移住されてくる方に移住のときの登録手続のときにアンケート用紙を渡すということは、これまでされておられましたか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） アンケートにつきましては、県の「楽園信州」が行うアンケート調査の中で行っているところではありますが、この対象が県外からの移住者を対象に行っているものであります。

山形村の場合は、県外からの転入者はおよそ毎年3分の1弱ぐらいでありまして、実際のところは県外からの転入者というのは少ないという状況でありまして、県が行っている調査の対象になっている方も少ないという状況であります。

今後につきましては、県内からのアンケート調査をするかどうかといったものにつきましても、政策として研究させていただきたいと思えます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） なかなか仕事量が増えて、改革、改革と騒がれている中で、また残業が増えるのは大変だとは思いますが、効率的な方法でアンケートをとるようにしていけば、この要因分析も非常にしやすく、そしてそれが人口増の施策に反映されるものと思えますが、よろしく願います。

移住定住は、行政から山形村のよいところを積極的にアピールする必要があると思われませんが、私も見ました地域協力隊のウェブ上だけの発信、これをもっと何とか山形村を知っていただく手段として、いろいろなところ、県、国などそういった山形村へアクセスする手段がありましたら利用してもらいたいのですが、そういったことはお考えですか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） インターネットでありますとか、窓口にパンフレットを作

成して置くだとか、それから県外で行われますイベント等におきまして、あらゆる場面を想定して対応していければと考えます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） インターネット上でとった資料がこちらにあります。非常に山形村の全部を網羅していると思います。移住された方の意見が、ある酪農家さんだけになっておりますので、もっと顔を出す、出さないという制限はあるのでしょうかけれども、よかったという意見、それからこの辺が不満だという意見、こういったもっと忌憚のない意見を載せていっていただきたいと思いますが、どう考えますか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） できるだけ多くの方の意見等を取り入れながら、また内容等を更新していければと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） できる限り見る方が非常に楽しい、最近ではメールマガジン等々ありますので、定期的にもし資料が欲しいという方には送れるような体制をとっていただきたいと思います。

それから空き家対策と移住促進はリンクすると思うがという件でございますが、このほど新聞報道によりますと、松本市は教員住宅の約7割が空いているということで、これを移住体験に有料で貸し出すということになりました。山形村としても、使われていない教員住宅を何らかの方法で提供するお考えはありますか。松本市に関してはあくまで短期であります。1カ月から6カ月の間ということですが、山形村はどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 山形村も教職員住宅については空きがある状況にあります。

その空き家の活用についても、今後移住定住の促進策に使えないかということで検討させていただければと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 現在、使用されている職員住宅が2個のみということなので、ぜひ、長らく使われていなかったのいろいろな点検は必要だと思いますが、短期の貸し出しということを考慮して貸し出しをする方向で考えていただきたいと思います。特に管理規則の中には、村長が特に認めたものという中に、優先的に移住体験者を入れていただきたいと思います。

地域おこし協力隊についてですが、採用できるという保証は今のところないと思われませんが、この場合はどういった、職員での対応になりますでしょうか。

○議長（三澤一男君） もう一度お願いします。百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） すみません。言葉が少なかったです。移住定住及び空き家対策を担当する地域おこし協力隊員を募集していて、先ほど村長の答弁で、総務省で開催するところに山形村も参加するということでありましたが、この隊員について必ず募集に応募者があり、それを村が採用するという保証はないのですが、この件に関して、もし募集しても応募者あるいは採用者がなかった場合は、村の職員で対応するお考えはあるのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 地域おこし協力隊に移住定住のところを担ってもらう方が現れるという、そういう募集をしていくわけでありますけれども、仮にいないとした場合には、その担当する担当課でこの仕事をどの程度までできるか、それを見極めた中で、兼務でやるか、また1年延ばすかということも選択肢の1つでありますし、その辺についてはまた来年の人事の中で決めるべきことだと考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 空き家バンクへの登録もまだ少ないということではありますが、いろいろ努力をしていただいて、社会増のための移住、これは県外から3分の1あるということですので、もっと比率が増えるようにしていただきたいと思います。

やまのこ保育園の件についてですが、概念、観念、子どもの本質を育むということは、自然の中で教育することだということでもあります。山形村もこの自然を生かして、こういったものがありますよという子育て環境の自然に関するすばらしいところを、ウェブ上でもっと発信していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三澤一男君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 子育て支援の関係ですけれども、ウェブ上では「ココイク」というアプリがありますので、そちらでこんな保育園がありますよとか、山形村としましては妊娠期から18歳まで連続した子育て支援をやっていくということ打ち出しているつもりですので、そういうところでの相談事業だとかいろいろな検診関係、そういうものについてそこで把握していただくという形をとっております。

また、ホームページにもサイトについては紹介しておりますので、そんな形で今、紹介している状態です。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 今後もぜひ、わかりやすい周知方法、ウェブ上だけでなくいろいろなところで機会がありましたら、銀座NAGANOを利用するとか、あらゆる方法を考えて山形村そのものを売り込んでいただき、その内容は素晴らしいということに結びつくように努力していただきたいと思います。

7番の自然増を促進する要因の1つとなる結婚支援、これは平成18年に打ち切られたということではありますが、近ごろというか最近の新聞報道によりますと、茅野市が縁結びの交換日記事業というものを始めたそうであります。これに賛同する自治体の募集を、全国的にですが募っているということがあります。もしご存じでしたら、こういった取り組みに、これは茅野市の地域戦略課が始めたことではありますが、参加するという考えはありますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 特に今の話は初めて伺った話でありますので、コメントは特にございません。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 詳しい資料がありますので、また後ほどコピーしていただいても結構ですので、ぜひ一読はしていただきたいと思います。

平行して、朝日村では婚活をしようというサークルの動きがあるようです。こういったことが持ち上がってきた場合、当村としても行政からのバックアップはありますでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 朝日村さんは婚活のいろいろな事業に取り組んでいるということは承知しております。山形村につきましてもそういった要望があったり、そういう住民の方のニーズがあったりしましたら、また対応していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 言い出す人がいないとなかなか先へ進まないとは思いますが、もしそういったことがありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

国の施策の柱である地方創生推進交付金、これには移住者支援や結婚支援も対象になっております。片山さつき地方創生大臣はこの交付金について、国が誘導してお金をまくことはしない。首長と議会が計画と財政について議論、合意を進める制度であり、政策立案面で国の職員が出向くアウトリーチという手法で自治体への支援を強化

するとしています。人口減少対策は地方創生の本当に主要な施策であり、山形村の令和2年度の予算にこの件が計上できるよう、今からでも研究していただいて、アウトリーチの力を借りてでも、知恵を絞った施策を打ち出していただくことを要望して、1番の質問を終わります。

○議長（三澤一男君） 1項目めの質問は終了でよろしいですか。

次に、百瀬章議員、質問事項2「投票率をこれ以上低下させないための対応」について質問してください。

百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 2番目の質問事項に移ります。

投票率をこれ以上低下させないための対応を。山形村において平成29年2月の山形村長選挙は71.59%、平成29年10月の衆議院議員総選挙は61.73%、平成30年3月の山形村議会議員選挙は58.76%、平成30年8月の長野県知事選挙は42.54%、平成31年4月の長野県議会議員選挙は49.55%、令和元年7月の参議院議員通常選挙は53.55%の投票率でした。数字が示すとおり投票率は低下傾向にあります。

選挙戦において大きな争点がないということが一因ではあると思いますが、有権者に投票を促す意識の啓蒙について、行政の努力が足りないのではないかとされています。そこで質問します。

村長はこの投票率の低下について、どう捉えていますか。それを踏まえ、どういう策を施しますか。

期日前投票はある程度周知されてきましたが、当村に住民票を置いたまま村外に住んでいる人及び入院などで投票所に行くことができない人への不在者投票制度の周知はどういう方法でしていますか。

今後、先進的な市などで取り組んでいる「投票記念カード」、投票済証ともいいますが、当村で発行する考えはありますか。

県内の高等学校では、主権者教育の一環として模擬投票を行っているところもありますが、研究者の中には小中学生のときから「社会を担う一員と意識し、自分で考えることが必要では」と問題提起しています。小学校の自由学習などの時間で高学年の主権者教育をしていけば、投票率の長期低下傾向に歯止めをかけるための対策の1つとなると思われますが、どう考えますか。

以上です。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目のご質問の投票率に関する質問であります、1番目の件について私から答弁させていただきます。

「村長はこの投票率に低下傾向についてどう捉えていますか。それを踏まえてどういう策を施しますか」ということですが、戦後、山形村で初めて村長・村議選の選挙が行われたときの投票率であります、これについては正確な記録が探せなかったのですけれども、以前先輩の方から当時の投票率については98%ぐらいであったと聞いております。

時代は昭和から平成へと流れ、投票率の減少が進んできておりますが、当村では平成10年の村議会議員の選挙で初めて90%を切る投票率でありました。20年後の昨年、平成30年の村議会議員選挙で60%を初めて切る、先ほど数字の指摘がありましたけれども、58.76%でありました。この20年間で90%から60%になり、実に3割の方が選挙権を行使しなかったということになります。このことは、地域のコミュニティが変質していることの1つのあらわれだと思います。

国政選挙では今年7月に参議院議員選挙が行われましたが、一般的には都市部では投票率が低く、農村部では投票率が高い傾向であります。当村の投票率は松本市の48.60%、塩尻市の50.17%よりも高い投票率でありましたが、県の平均の54.29%より低い53.55%でありました。

選挙権は国民に与えられた生存権、教育権とともに3大権利であります。この選挙権を行使しない有権者が半数を超え、国・地方とも投票率が40%台の選挙も珍しくない時代であります。地方自治は二元代表制でありますので、議員と長を選ぶことができますことから、国政より住民の意識が反映されやすいと言われております。地方自治は民主主義の学校だと教育されてきましたが、投票率の低下は議会制民主主義の危機だと考えております。

村としてどういう策を施すかということですが、選挙権は納税や勤労のように国民の義務ではございませんので、村長や部局が直接、投票率向上のための政策を行うことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） それでは2番目以降については、倉科選挙管理委員長、答弁願

います。

倉科知廣選挙管理委員長。

(選挙管理委員長 倉科知廣君 登壇)

○選挙管理委員長(倉科知廣君) 山形村選挙管理委員長の倉科です。

まず初めに私事ではありますが、選挙管理委員会委員を4年間、委員長を4年間、計8年間させていただき、本年10月をもって退任させていただくことになっております。そこでここ8年間の私たちの活動内容をまず申し上げます。

私たち選挙管理委員会としましても、投票率が全国的に低下傾向にあることは十分承知しており、少しでも歯止めができればと検討を重ねてまいりました。

期日前投票につきましては、当初のようなイメージをなくし、誰もが気軽に投票できることへのPR、これにつきましては投票率低下に伴う宣誓書の取り扱いについて重要性を緩和させていることと思います。宣誓書の用紙の改善等を行いました。宣誓書の用紙を各家庭に配布し、事前に宣誓書へ記入ができるようにしました。また今年の参議院選挙では、入場券の下段に簡略化した宣誓書を設け、同じく事前に宣誓書を記入していただき、投票所で受付できるようにしました。こういった取り組みは投票所での緊張感をやわらげ、投票する有権者への配慮として有効であったと思われま

す。アパートの住民にターゲットを絞り、選挙への関心を持っていただけるよう、各戸へポケットティッシュの配布を行ったこともあります。選挙公報の配布につきましても、連絡班に入っていない家庭およそ800世帯について、選挙管理委員会で封入作業を行い送付しております。

選挙のあるごとに街頭啓発を行い、また広報車での投票の呼びかけ等も実施するなど、選挙管理委員会としても、選挙への関心を高めてもらうよういろいろ努力しております。

それでは百瀬議員の2番目のご質問の「期日前投票はある程度周知されてきましたが、不在者投票制度の周知はどういう方法でしていますか」のご質問にお答えいたします。

住民票を移さず村外に住んでいる方、例えば学生や長期出張の方については、誰がどこに住んでいるのかわかりませんので、選挙管理委員会では広報に不在者投票の記事を掲載して周知をし、家族から村外に住んでいる方に連絡してもらったり、ホームページにも不在者投票について掲載をしたりしております。

病院や施設にいる方については、選挙があるときに選挙管理委員会から病院等に対

して、入院・入所している方について不在者投票の意思確認をしていただく通知を郵送しております。不在者投票を希望される方がいた場合は、病院等からその方について連絡をしてもらっております。

次の「今後、先進的な市などで取り組んでいる『投票記念カード』を当村で発行する考えはありますか」についてですが、お隣の松本市では、平成25年から「投票記念カード」を作成し、投票所に置いているそうです。カードの裏面に今後予定されている選挙について記載をしているため、選挙のお知らせといった点での意識づけにはなるが、投票率の向上といった点では検証はしていないが、効果を感じられないというのが実情のようです。

同じくお隣の塩尻市でも「投票記念カード」を今年の参議院選挙のときに作成したそうです。塩尻市では、投票率向上といったことが目的ではなく、参議院選挙が令和初の選挙であることと、市が今年市政60周年を迎えることから、投票に来る方への記念カードとして作成をしたそうです。

両市で共通しているのは、この投票記念カードを投票したことの証明になるものとして扱っている点です。この点について、本村におきましては、希望する方には「投票済み証明書」を交付しております。

「投票記念カード」については、選挙への関心を持っていただくという点で、一定の効果を上げる可能性はあると思いますが、導入については今後の検討材料とさせていただきます。

次に4番目のご質問の「小学校高学年に主権者教育をしていけば、投票率の長期低下傾向に歯止めをかけるための対策の1つとなると思われるが、どう考えるか」についてであります。質問の相手方が教育長と選挙管理委員会委員長になっておりますが、あらかじめ教育長と調整をしましたので、私からお答えいたします。

選挙管理委員会としましては、小学校には明るい選挙推進協議会事業の一環として、小学生に啓発ポスターの依頼をしております。また児童会の役員選挙において、実際の選挙で使用する投票箱の貸し出しなども行っております。百瀬議員がご指摘のとおり、児童の発達段階における主権者教育の推進という考え方は、将来的には投票率向上にもつながっていくものと考えております。なお主権者教育とは、単に投票や政治のしくみを理解するということではなく、地域社会の課題に対し主体的に考え、他者と協働しながらその課題をよりよく解決していく力の育成であると考えられています。そして、こうした力の育成は、主権者教育という枠を設けて特別な教育活動を行うと

いうものではなく、教育活動全体を通じて行われていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 村政から投票率への施策は難しいということはわかりました。残念ながら前回の参議院選挙では若干落ちましたが、期日前投票も非常に定着してきていると思います。

残りは不在者投票なのですが、このシステムを知らない人がまだまだ多いと思います。どういう方法で周知するか、本人は村の中にいないわけですので、そういうことも小学校、あるいは中学校、高校で何度か触れていけば、このシステムも浸透してくるのではないかとということで、4番と重ね合わせて検討していただきたいと思います。不在者投票というのは、わかろうとしなければわかりにくいシステムであると思います。

「投票記念カード」につきまして、松本市の選管の担当者といろいろ話をしたのですが、置いてあって持ち帰るだけなので、確かに投票率向上の効果は検証できないということではあります。しかし平成25年に企画して平成26年から実行しているそのカードを市内の大学生が見て、このカードを持っていけば何らかの割引をしてくれる、あるいはプラスアルファの何かがあるということができないかということで、その学生たちが市内の飲食店を回って歩いたそうです。そして今ではそれに賛同する飲食店が増えてきたということで、物で釣るわけではないのですが、それが非常に投票したという意識づけに学生に効果があるようです。投票率を見ましても、20代の下が一番低いわけでありまして、そういったことが気運として盛り上がってくれば、つくる価値があるのではないかと考えています。

先ほどおっしゃいました記念カードのいただいたものが、ここに松本市の場合3枚あります。塩尻市も結果を見ながらですが、次回からもつくる可能性はあるという話でありました。深く追及はいたしません、そういう気運を盛り上げるための、こういったものができましたよという新聞やテレビ等々、メディア報道でも、次の選挙に対する関心は高まるのではないかと思いますので、より検討していただくようお願いいたします。それから、興味のある記事がありましたので、ご紹介します。

松本市のホームページによりますと、市長への手紙というのがありまして、経費のむだ遣いだと、そんなことをしても投票率は向上しませんよという投稿があったそうです。それに対して、市としては「投票記念カード」は次回の選挙日程を記載して、

選挙に関する意識啓発を目的としています。昨年8月の長野県知事選挙から、すべての期日前投票所及び当日投票所に用意しています。カードは投票を終えた方が1人1枚を自由に持ち帰る方法で配布しており、選挙ごとにデザインを変えています。「投票記念カード」はむだというご意見がある一方で、投票を実感できる非常によい取り組みなので、ぜひ継続してほしいとのご意見もあります。これは正式な松本市のホームページでの回答であります。

こういったこともあるので、つくったから一概に投票率がすぐ上がるというわけではないのですが、この低下傾向の歯止めに対する1つの策として、長い目で見て検討していただきたいと思います。

「投票記念カード」を町村でやっているところはまだまだないと思います。松本発の新しいモデルだということでもあります。山形村も今、地域おこし協力隊が8月31日で写真の募集を締め切りまして、そこに投稿された写真は著作権が開催者に所属するというのでありますので、そういったものを使いながら記念カードをつくるという方向も考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（三澤一男君） 質問は終了してよろしいですか。

以上で百瀬章議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。午後1時まで休憩。

（午前11時46分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時00分）

◇ 大池 俊子 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位5番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「幼児教育・保育の無償化について。副食費も無償化に」について質問してください。

大池俊子議員。

（2番 大池 俊子君 登壇）

○2番（大池俊子君） 議席番号2番、大池俊子です。今日は2つの問題について質問したいと思います。

初めに「幼児教育・保育の無償化について。副食費も無償化に」。

消費税増税を国民にのませる口実に、幼児教育・保育の無償化が突如打ち出されました。当初は全額国庫負担で行うとしていましたが、自治体にも負担が押しつけられる形となっています。今回、認可保育園も無償化の対象ですが、3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児に限られています。

これまで国基準で保育料に含まれていた3～5歳児の給食費のおかず代も実質徴収することにしました。副食費の実質徴収になれば、一部ではむしろ負担が増える可能性も出てきています。副食費用4,500円が国の基準であります。初年度は全額国負担ですが、2020年度からは公立幼稚園・保育園の無償化の費用は一部を市町村が負担することとなっています。政府は一般財源に増額分を確保するとしています。

そこで質問します。1つ目に、山形保育園・やまのこ保育園とも、0～2歳児は今までと変わらず保育料を負担することになっています。給食費も含めれば負担増となりますが、実際の状況はどうでしょうか。

2つ目に、松川村など、保育園の副食費を10月より無償化としている自治体が出てきています。給食は保育の一環であると理解していますが、山形村としても無償化にしてほしいですが、どうでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大池俊子議員の「幼児教育・保育の無償化について。副食費も無償化に」というご質問にお答えします。

最初のご質問の「山形村保育園・やまのこ保育園とも0～2歳児は、給食費も含めて負担増となるが、実態はどうか」についてであります。

0～2歳児の保育料については、現行のとおり、保育料に主食・副食費も含んだ利用負担額でありますので、現在ご負担いただいている保育料と変わることなく、負担が多くなることはございません。村としても、国の制度に加え、村独自で行っている利用負担額の軽減策について、継続して取り組む予定であります。

次に、2番目のご質問の「松川村など、保育園の副食費を10月より無償化すると

している。山形村としても無償化にしてほしいがどうか」というご質問であります。副食費については、基本的にはこれまでも保育料の一部として保護者に負担していたところでもあります。また、在宅で子育てをする場合でも生じる食費でありますので、今回の国の施策の中では3～5歳児の副食費は、収入が360万円未満相当の世帯のすべての子どもと、保育園の場合は、同時通園第3子が無償となるという計算であります。議員のご質問にもありますが、県内でも副食費を無償化する町村があるということは承知しておりますが、村の方針としましては、今年度は補正予算にも計上しておりますが、国の示している公定価格と現在の副食費について検討し、1人当たり4,500円を徴収する予定であります。

今後につきましては、国からの具体的な数字が示されると思いますので、財政との調整を行い、村独自の子育て支援策として副食費に関する価格、また減免等について、来年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 3～5歳児までも同じで、360万円以下の園児については公費で持つとされていますが、その金額は実際どのぐらいになるのか、人数と金額を教えてくださいたいと思います。

もう1つが階層別の利用の負担額です。1から12まであるのですが、その層の人数がどのぐらいおられるのか、もし発表できるようでしたら教えていただきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 今の大池議員の質問にお答えします。無償化にかかる副食費の関係ですけれども、今現在、全体にかかる副食費は計算してあるのですが、無償化にかかるものについては別途計算してございませんので、また計算させていただければと思います。

階層別の負担額の関係ですけれども、第1階層から申し上げたほうがよろしいでしょうか。

○2番（大池俊子君） いえ、全体で。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 全体では、生活保護世帯は山形村は今現在ございません。市町村の非課税世帯は全体で16件でございます。市町村民税が均等割りのご家庭が8件、第4階層の方が10件、第5階層の方が16件という形になっております。

第6階層以上の方については、360万円以上のご家庭ということになります。

それぞれの階級のものを申し上げます。第6階層については38件。第7階層については32件、第8階層については34件、第9階層については31件、第10階層については9件、第11階層については5件、第12階層については1件という形になっております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 先日伺いましたときに、山形保育園として4,500円が対象の予算書に載っているのですが、その人数が162人で、6カ月分で437万4,000円の金額になる。やまのこが34人で、387万5,160円増額になるということで、この無償化によつての保育料が、結局、村でなく国で持つようになることによつて、保育料というのが村としての出費がなくなるわけですが、その分を逆に利用しての村独自の引き下げ、予算が浮いた分を副食費へ回したらどうかと思っているのですが、村長、その点ではどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今の副食費の村費による補助というのですか、そういった子育て支援の面からどうかということだと思つてのですが、これについては、年度当初の計画で、この10月から副食費は取るという計画で進めております。まだ、この制度の改正によつてどういったところが負担になってくるかとか、全貌がまだわかっていないところもあるものですから、改定になった後、またどういった矛盾点が出てくるかということもあるかと思つます。そんなことも検討しながら、村の持ち出しの金額の推計などもする中で、来年度に向けては検討させてもらいたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 近隣でも、東筑の全体の様子などをお聞きする中では、朝日村が3～5歳児の保育園無料になっているのですが、続けて給食費も子育て支援の一環として無料にするというのを打ち出しています。また、筑北や麻績村も今まで無料でしたが、給食費だけはいただいていたということで、その分、また続けてそれをもたらうということになっているようです。

特に朝日村は隣ですが、子育て支援にかなり前から力を入れていましたが、ぜひ山形村でも、全体が見えてきたらと言われたのですが、今まで村で出していた費用がなくなった分だけはそっちへ、全額とは言わなくても、補充できたらそういうふうにしていただきたいと思つます。さっき村長が答弁したのですが、もう1回、考え直し

てほしいのですが、どうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 村の持ち出しが果たして幾らになるか、細かいところがまだわかっていないところがあるので、どちらにしましても給食費を村が持つとしますと、今まで以上には持ち出しになることは確かだと思います。その金額が幾らになるかというところをしっかりと見極めまして、子育て支援という面から、給食費を村が持つことがいかにどうかという判断をしていきたいと考えているところであります。

前向きには検討させてもらいますが、その金額があまりにも多い場合には考えなければいけないこともあるものですから。近隣の東筑摩郡の他の村と比べますと、持ち出しの額も多くなるものですから、その点も含めて検討したいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 今の給食費の問題ですが、この間、この問題を出すことについて、やまのことか山形の保育園の方にお聞きしたところ、やまのこでは主食費もこれまで800円取っていて、これに給食費の4,500円が上乗せされると5,300円になります。今まで保育料の中に副食費が含まれて徴収していたものですから、その手続というのがなかったのが、改めて事務手続の費用が出てきて大変だということで、振込手数料も含めて1世帯当たり月に5,600円かかるという数字も出していただきました。

そういう中で、村としてもそういうものに対しての援助というか補助というのを考えていただけないでしょうか。無料化に伴って、全国的にも事務処理というか、そういうところが非常に大変になってきているというのがいろいろな報道の中で出てきていますが、そういうところでも考えてもらえないでしょうかということで、お聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） やまのこ保育園の給食費の振り込みに関する手数料の件ですが、基本的にこの10月からの改正のねらいというのは、子育ての費用負担を軽減するという目的で行っている制度改正でありますので、そのことを考えながら、負担増になったり、不平等感がどういったところにあらわれるかということも見極めなければいけないと思っております。

今の振込手数料の件ですが、初めて聞いた話でありますので、その辺も十分精査して、どういう方法があるか、仮に補助金を出すとすればどういう名目なら出せるかということもありますので、その辺も研究させてもらいたいと思います。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） もう1つは滞納です。今まで保育料に対しても、滞納の家庭がありました。この問題も非常に深刻になってくると思いますが、実費徴収で給食費を集めるということになれば、この滞納問題も出てくると思います。今までは村費で何とか、給食費などを賄っていたのですが、これが実費で徴収されて、それができないとなると、新たに保育所や保育士さんにその負担がかかってくると思います。この点はどういうふうに考えておられるでしょうか。

小中学校でいけば、就学援助費というのがあり、低所得者や準保護世帯の方で利用されている方が山形村でも多いわけですが、そういうのが今回の無償化では全然出ていませんが、その点で、滞納される方が今度新たにまた発生してくるのではないかと心配がありますが、そういう点ではどういうふうに考えておられるのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 山形保育園の場合ですと、想定してみますと、副食費を滞納されている方が多く出た場合であっても、直営でやっているところですから、材料費を買うというところで収入が少し減るのですが、それは村の行政の施策の中でやっているものですから、それはそれで収入不足が生じるということだと思います。

やまのこについて、もしそれが別会計みたいになっていまして、そのところで滞納が例えば1割出たとすると、では副食給食費ですか、未満児の場合は給食費になると思いますが、給食費が1割減ったのをどうやるかという話は、私も想定してもどういう対応ができるのかよく理解できませんので、また具体的になってまいりましたら、やまのこ保育園ともどういったことが考えられるか、検討したいと思います。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 10月から始まるので、まだしっかり見えていない部分もあると思うのですが、これは減免の例ですが、東京都内のB市では全額負担でなくて一部を利用者に負担してもらおうということで、4,500円のうち1,000円を徴収するという形に持って行っているところも出てきています。ぜひ検討する中で、今まで有料で、村もかなり運営費として賄われてきたのが無料になるということで、そういうところからも、全額減免とはいかなくても、部分的な割引というやり方もありますので、ぜひこれが進む中で検討して行ってほしいということで、この質問を終わりにします。

○議長（三澤一男君） 1つ目の質問はよろしいですか。

大池俊子議員、次に、質問事項2「山形村の生活困窮者の実態は」について質問し

てください。

大池俊子議員。

- 2番（大池俊子君） それでは2つ目の質問に入ります。「山形村の生活困窮者の実態は」。近年、子どもの貧困は6人に1人とされています。30人学級だと1クラスに5人の割合となります。

「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある者をいう。これは生活困窮者自立支援法の第3条第1項です。

最近出てきました野洲市では、生活困窮者とは、経済的困窮、地域社会からの孤立、その他の生活上の諸課題を抱える住民をいう。これは野洲市くらし支えあい条例第2条第2項第4号に入っています。

山形村内でも、フードバンクやまいさぼを通じての食料支援や生活支援を行っています。また、村民の中で食料提供などを行い、それを支えている住民の方もたくさんいます。そこで質問します。

1つ目に、山形村の生活困窮の方などの実態は。件数や状況はどうなっているか。

2つ目に、生活相談などは、どの機関が対応しているか。

3つ目に、まいさぼの利用状況と生活支援の成果はどのように出ているか。

4つ目に、フードバンク事業、これは社協でやっているのですが、野菜などの食料が集まっても保管場所がなく、一応ストックはしてあるのですが、鮮度が落ちてしまう。特に夏は大変です。保冷庫を設置するなどして、村としても何らかの協力をしてもらえないでしょうか。

5つ目に、野洲市は市民生活相談課を設置して、滞納や生活困窮から抜け出すための支援連携を徹底しています。山形村としても、相談と支援連携体制をつくってはどうでしょうか。

- 議長（三澤一男君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

- 村長（本庄利昭君） 2番目のご質問であります「山形村の生活困窮者の実態は」についてお答えいたします。

最初の質問であります「生活困窮の方などの実態は」ですが、生活困窮に関する相談は経済的困窮以外にも、生活能力等の様々な事由による困窮があり、特に経済的困窮の相談は本村では「まいさぼ東筑」が対応をしております。本年度7月までの新規

の相談は1件で、年度当初継続相談件数8件でありましたが、8月末では4件となっております。

相談の実態として、入り口では経済的な理由によるものがありますが、生活困窮に陥る原因は、世帯の複合的な課題が絡み合っていることが多く、世帯全体の課題解決として支援を行っております。

2番目のご質問の「生活相談などはどの機関が対応しているか」ですが、生活相談は課題や原因が様々であることから、どこか1カ所の機関で負うことは基本的にはありません。仮にまいさぼ東筑が受けた場合、窓口として本人や関係機関との連絡調整を行うことはありますが、関係機関で連携を図りながら、役割分担の中で支援を行っております。窓口となり得る機関としてはまいさぼや社協、県、役場等が考えられます。

3番目のご質問の「まいさぼの利用状況と生活支援の成果は」についてですが、まいさぼの相談件数は先ほど述べたとおりです。相談者の利用状況は、相談の初期の段階では集中的に面接等を行います。課題解決の方針や方向性が決まってくれば、自立に向けて徐々に面接間隔はあいていき、月に1回程度から数カ月に1回ということもあります。

先に述べたとおり、継続相談件数は減少傾向にあります。当初の相談の目的が達成されて自立や他の機関へ引き継がれるなど、形態は様々です。時間はかかりますが、目に見えて滞納等が減ったり、生活再建に向けた動きは効果を上げているところがあります。

4番目のご質問の「フードバンク事業で保冷庫を設置するなど村としても協力できないか」ですが、フードバンク事業はまいさぼと社会福祉協議会で実施しております。当初はなかなか食材が集まらない等の課題がありましたが、現在は特に農家の方など事業の趣旨に賛同いただき、ご厚意で食材を提供していただけるようになりました。現在は、現に食材を必要としている人が増えているわけではなく、最終的には食材支援を必要としない生活になる方もいます。季節によっても差は大きいですが、集まる食材と必要な方に届けるマッチングは現在も試行錯誤で行っている状況です。食材を保管することが目的ではないため、必要な方に届けられるマッチングを相談機関で周知しながら取り組みを進めているところです。

5番目のご質問の「相談と支援連携体制づくりをしてはどうか」ですが、本村では相談窓口が複数あります。それぞれの機関の特徴や強み、できることが違ってきてい

ます。しかし、関係機関でその都度連携を図りながら、個々の支援を行っております。
また、生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」も本年度から開始し、まいさぼが
中心となり相談機関が連携を図りながら支援体制を構築しているところであります。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） ①の生活困窮者の実態ですが、まいさぼを通じて数字をお聞き
しましたところ、私は高齢者の方が多いのかなと思っていたら、30代、40代の方
が多いということで、住宅ローンや生活のことなどがあるようです。若い人が多いの
にもびっくりしています。

また、もう少し多いのかなと思ったら、新規が減っているということで、まいさぼ
は昨年ですか、一昨年ですか、山形村に事務所を置くようになって間もないことから、
まいさぼをよく知らない住民がたくさんいて、困ったときに相談するのにどこへ行っ
ていいのかというのがまだまだ分からない人がたくさんいると思います。そういう点
でも、村の相談体制を、いろいろな形で個々にやっているのですが、連携がなかなか
取れないというか、そういうことからいっても、①の生活実態は件数でいくとあ
まり表に出てきていないのですが、隠れて、できないでいるところが多いのではない
かと考えています。そういう点での数字の捉え方はどのように捉えているのでし
ょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） このまいさぼは東筑摩郡で設置していて、山形村で事務所を持
っているということでもあります。生活保護まではいかない、そのセーフティネット
のところでもまいさぼというのが機能しているということだと思いますが、それに特化
した窓口をつくったらどうかという意見も先ほどございましたが、山形村の今の規模
でこういった状況ですと、それぞれ村の方の生活の実態みたいなものも比較的、都市
部に比べるとわかりやすいということもありますので、それぞれの機関、部署でそう
いった情報提供、アドバイスしたり、こういうものがあるということで、今現在は機
能ができていると感じております。また不都合な点があるようでしたら、それに対応
することも考えなくてはいけないと思います。以上であります。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） この問題をつくるに当たって、社協の方とかいろいろな方に話
を聞く中で、お互いにいろいろな問題を住民の方から聞いていても、なかなか連携が
とれなくて、例えば社協の方も言われるに、まいさぼもそうなのですが、情報が入れ

ばもっと支援の手を差し伸べられるのだけれども、なかなか入ってこないために、次の段階に行かないという話を聞きました。

まいさぼはいろいろな生活支援とか就労支援とか、たくさんやっているわけですが、受けることによってどういう方法で解決していけばいいか振り分けていくわけですね。例えば弁護士に行くとか、病院に行くとか、家計がやりくりできなかつたら全体の収入から見てどう再建していったらいいかと具体的に持って行くのですが、一番元の情報がなかなかすぐえないので、前に進めないということをおっしゃられたのです。

社協もフードバンクがあるのですが、例えば子育て支援課とか、いろいろなところでうんと困っている人がいても、その共有がなかなかつながらないために、うまく利用ができていない点があるということで、その相談をされました。それで5番目の野洲市の例を出したのですが、連携をとることによって、1人の人が相談されてきた場合に、どこへ振り分ければいいのかというのを大勢の相談者がいればきちんと共有できる。そこから解決策がいろいろな方向でできてくるというのを言われました。

そういう点で、野洲市は条例をつくってやったのですが、村としても相談員をたくさんつくって、いろいろな相談が気楽にできて、それがきちんと連携がとれていれば、早く相談、解決できるということで、そういう点でこの問題を出したわけです。村では連携がとれていると言われたのですが、そこを強めるためにもう少しきちんとした組織的なものをつくって、きちんとしていくという方法がどうかというので問題を出したわけですが、どうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ただいまのお話だと、連携の面でやや不十分ではないかというお話でございます。先ほどの答弁にもありましたように、支援会議ということでまいさぼ、社協、村、ほかに長野県から来ていただいたり、そういった会議も今持っております。

内容としては、様々なケースがあるものですから、そのケースを持ち寄ってどうしていくかといった内容の会議であります。ですので、それぞれの機関でそういうお話だったということでもありますので、せっかくこういう調整会議がございますので、その会議の中でまた連携を強めていくといった提案も、こちらからさせていただければと思います。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 支援会議があつて、それぞれの個人情報などがあるために、な

なかなか情報を全部出し切れないという点があるのではないかと思います。そのことによってまだまだ埋もれている相談が出されずにいるという状況があるのではないかと
思うのですが、そういうところはどうか捉えているのでしょうか。いろいろな問題、解決
に向けてできていると捉えているのか、その点ではどうでしょう。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 相談等を受けた中で、検討して、それから先の道筋の
話ということでよろしいでしょうか。なので、そういった会議を持って、先ほど議員
も言われたのですけれども、それぞれの機関につなげていくということがあるのでは
ないかというお話でしたので、こちらにしてもそういった会議で、例えば弁護士さん
につないでいかなければいけないのかとか、生活保護でしたらうちでお聞きして長野
県につなげていくとか、そういった道筋を立てるようなことはしっかりしているとい
う状況でございます。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 道筋を立てるまでに、埋もれていて相談できない人も、気楽に
相談すればどこかにつながるという、そのところの連携をもっと強めてほしいという
ことで、それはこれからの取り組みの中で強めていってほしいと思います。

さっき4番目で、フードバンクで鮮度が落ちてしまうというのを出したのですが、
たくさん集まってきた場合などは情報が入らないために、相手の人にすぐに伝わらな
いとか届けられなくて、鮮度の落ちない保管場所を、ストック場所はあるのです
が暑いときはだめだという話も聞きましたので、村としても生活困窮者の方が利用で
きるということで、どこか場所を考えていただけないかということでこれを出したわ
けです。再度、先ほどマッチングできているからいいと言われたのですが、そういう
状況もあるということで、村長、もう1回、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 1つには、先ほど申し上げましたけれども、マッチングの問題
だと思います。需要と供給がどういうふうに対応しているかということだと思っ
たのですが、それをやっても、夏場は野菜が余るとするのは当然のことだと思います。

具体的にどういった、どれぐらいの保冷庫というのですか、冷蔵庫が必要かという
具体的な話になれば、またそれはそれで相談といいますか、どんなことが考えられる
か検討する価値はあると思います。

でも、本来の意味でちょっと違うのかなという気もするものですから、また詳しい

現状をお話しただけならば、また研究したいと思います。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 野洲市の例を出したのですが、たまたまこの野洲市の件について、くらし支え合い条例ということで、滞納していただきありがとうございます、そこからその人の生活状況、問題点を拾い出して解決していくということで、就労も生活も、全体がうまくいくようになるという点で非常にすごいなということで聞いてきました。

そのとき市長に質問された中で、市の財政状況はそんなに潤っているかといったら、全国どこでも同じように大変ですと言われました。しかし、その市長は、相談役をたくさんつくって、そののころへ人件費をかけて、困っている人がいなくなる行政とか地域にしていくことに力を入れているというお話をされました。

村においても、確かにいろいろな救済をやっていて、いろいろな相談もありますし、また弁護士さんやいろいろなところでのつながりもあると思うのですが、まだまだ子どもの貧困や生活困窮の方というのも、先ほど言われたように若い人の中でも収入がありながらお金の使い方が悪くて滞納とか借金につながってしまうという話も最近よく聞くようになりました。

その点から言っても、村としても相談窓口をたくさんすそ野を広げて行って、どんな小さな困りごとでも拾えるような体制づくりというのも基本に据えてやっていってはどうか。今、やられていると言われたのですが、まだまだ不足だと思いますので、そういう点で村長の考えとして、職員の中でも相談の窓口をたくさんつくって、どんな人でも気楽に村へ来て相談できて、それぞれの困った分野での相談がいろいろなところへつながるような体制づくりをしていってほしいと思います。

最後にその質問して終わりにしたいと思いますが、村長、その考え方に対してどう思われますか。村長の取り組み状況、やってほしいと思いますが、どうですか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 非常に難しい問題だと思います。的を外れているかどうかはちょっとあれなのですが、ひとつ思うのは、この問題に限らずそうではありますが、村では行政運営をしていく中でいろいろな情報を持っているわけではありますが、この情報をどう生かすかということなのですが、そこで先ほど議員もご指摘になった個人情報の問題がありまして、先ほど連携ということを盛んに言われて、連携が不足しているということだったので、連携というのは情報をどれだけ共有できるかということにな

ると思います。

1つの例で、収入はあるのだけれども、社会性といったものが欠けていてなかなかうまくいかないケースのようなお話もありました。では、それを行政の側が福祉としてそれをどう扱うかというのは、難しいところがありますので、山形村役場として、そういったものにどう対応して、どう情報を出していくかという申し合わせのようなことをしておかないと、多分それぞれの部署の職員としても、個人情報によそに出さないという原則があるものですから、「こういう理由なら出せる」という目ぞろえが必要になってくると、話を聞いていて感じております。1つの検討の課題だと思いますので、また検討させてもらいたいと思います。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 最後と言ったのですが、今の村長の答弁の中でも言われましたように、細かな点で、こういうときはどうすると、目ぞろえと言われたのですが、そこをきちんとつくっておくというのが一番必要で、窓口の1つの手がかりになっていくと思いますので、ぜひ前向きに、早急にやっていただくよう要望しまして、この質問を終わりにしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 質問事項2はよろしいですか。

以上で、大池俊子議員の質問は終了しました。

◇ 上 條 倫 司 君

○議長（三澤一男君） 質問順位6番、上條倫司議員の質問を行います。

上條倫司議員、質問事項「松くい虫について」を質問してください。

上條倫司議員。

（3番 上條倫司君 登壇）

○3番（上條倫司君） 議席ナンバー3番、上條倫司。松くい虫について質問します。

1番。今、松本の浅間温泉から美ヶ原温泉の山と、並柳の南方の斜面の山が、山形村からも松枯れで赤くなった山肌が確認されます。私は背筋がぞっとしました。村長は赤くなった山の斜面を確認されましたでしょうか。また、どう思ったか質問します。

2番。必ず松枯れした松の木は、マツノマダラカミキリは産卵してあります。燻蒸処理できていますか。質問します。

3番。松くい虫鑑定、不検出の松枯れの処理はどのようになっているか。

4 番。平成 27 年に松枯れが発生して以来、燻蒸処理本数、経費はどのぐらいかかったか。

5 番。標高 900 メートル地点でも松枯れがなぜ発生したかと考えますか。

6 番。薬剤散布を何年度より行うのか。

7 番。薬剤散布の方法は。

8 番。30 年前は松枯れが 1 本でも発生したら、テレビや新聞で大騒ぎでした。燻蒸処理をしながら、水際で防いできましたが、県の予算の仕分けで予算を削りすぎた結果、近年、松本地方で被害が拡大し、被害数量が急増しました。行政がやるべきことを今していかないと、山は守れません。山を守るという覚悟はあるのか質問します。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 上條倫司議員の「松くい虫について」のご質問にお答えをいたします。

1 番目の質問であります「村長は赤くなった山の斜面を確認していますか。またどう思ったか」ということではありますが、村内の森林に目を向けてみましても、松枯れが顕著に見られるようになってきました。以前から森林の持つ機能や魅力に大いに期待をしております。大切な松林が荒れてしまうことは、大変残念だという思いでおります。松林の将来について心配をしているところであります。

2 番目のご質問であります「松枯れした松の木は、マツノマダラカミキリが産卵してあります。燻蒸処理はできているか」ということではありますが、松が立ち枯れになってしまう原因として大きいものはご指摘のとおり、松くい虫によるものと、乾燥による立ち枯れもあると聞いております。鑑定をして、マツノザイセンチュウが確認されれば、燻蒸処理により対応しております。

3 番目のご質問の「鑑定の結果、マツノザイセンチュウが不検出であった枯れた松の処分はどうなっているか」ということですが、センチュウが不検出の松についても、マツノマダラカミキリを介してセンチュウが入る可能性もありますので、伐倒していく予定であります。

4 番目のご質問の「平成 27 年に松枯れが発生して以来、燻蒸処理本数、経費はどのぐらいになったか」ということではありますが、村で初めて松くい虫の被害を確認したのが平成 27 年であります。当初は全額公費で伐倒したわけですが、平成 29 年か

らは事業費の2分の1以内、上限10万円とするというルールで伐倒・燻蒸をお願いしております。さらに今年度からは、森林づくり推進支援金及び森林譲与金を活用して、全額公費により伐倒、燻蒸を行っております。発生以来の経費であります。全額公費対応分、補助金の支出も含めた分は、平成30年度末で23本で、300万9,000円ほどになっております。

5番目のご質問の「標高900メートルでも松枯れがなぜ発生したと考えるか」ということでありますが、科学的な根拠はわかりませんが、村内でも現実に標高900メートル以上のところでも出ております。岡谷市では1,000メートルを超えるところで確認されたとの報道もありました。このようなことから標高とは関係なく、どこでも発生する可能性があると考えていくべきだと思います。

6番目のご質問の「薬剤散布を何年度から行うか」についてであります。薬剤散布については現在のところ計画はありません。ただし、最近の松枯れの状況を鑑み、検討を始めるように事業課には指示してあります。近隣の市村でも同じような課題に苦慮していると聞いております。関係市村で調整をしながら対応することも必要になると考えております。

7番目のご質問の「薬剤散布の方法は」についてであります。薬剤散布の方法は一般的な有人ヘリによる空中防除、無人ヘリによる空中防除、地上からの散布などになります。それぞれ長所短所があり、また法律上の縛りもあるため、それぞれの市村で策定する予防計画の中で定められた、現地に合った散布方法を選択することになります。

次に、8番目のご質問の「山を守るという覚悟があるか」という件であります。ご承知のとおり、森林の機能は材木の供給のほかにも、土砂災害防止、水源の涵養や二酸化炭素の吸収などの環境保全面の機能など、多面的な役割を担っております。また、本年度からは森林環境譲与税が創設されるなど、国策として森林を守る機運も高まっていると思います。

当村の森林も、戦後植林したカラ松が60年を経過し、伐期を迎えておりますが、木材価格の低迷もあり、現状では採算に合わない状況にあります。自主転換も含め、森林組合や本年度新たに組織いたしました林業委員の皆さんとともに、山形村の林業の将来を真剣に研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 1903年に長崎港に輸入されたベイマツにカミキリムシが

りがりとかじって、そのときに日本にいたマツノマダラカミキリの気門にアメリカのマツノザイセンチュウが入って汚染されたということらしいですけれども、それが巡り巡って百十何年ですか、2015年に山形村でも松枯れが発生したわけです。

そのときから山を守るということが大変な仕事になっていると思うわけです。どうしてもお金をかけないと守れないという時代になってきてしまったと思うわけです。正しい松枯れの駆除の仕方をぜひしていてもらいたいと思います。

大体1尾のメスから卵が100個。まとめて産むのではなくて、そこら中に産むということらしいです。研究の中で、100個ほどの卵を産むという。その中で、松本の一番赤く枯れているところを見ますと、牛伏寺断層に沿って枯れているという状況があるわけです。本当に私としても、防災という面でもぞっとしました。それとあの枯れた木から、1匹が100個卵を産む、成虫が羽化していくということにとってもぞっとしたわけですが、本当に何もしないという形で行くと、やるのはやっているのですが、ちょっと間違えば大変な状況になるという、これが事実だと思います。

マツノマダラカミキリが枝にとりついて、今年伸びたのと、去年、おとし伸びた枝にかみついて、木の皮を食べるわけですが、そのときにマツノザイセンチュウが移っていくということです。

2番目のマツノマダラカミキリが羽化するまでに処理をしないと、6月中旬から下旬に羽化をする。それで1年、2年の枝にとりついて、順に成熟して、メスが成熟して、交尾をしながら枯れた松の木に産卵をしていくということになるわけです。お盆を挟んでまだ山形村に赤くなった木があったわけですが、どうして6月の議会でも竹野入議員から指摘された木もいまだにたたっているということで、なぜそのようなことが起きるのか、どうして処理ができないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） ご質問の件でございますが、6月に竹野入議員からご指摘をいただいた上竹田地区の木についてもまだ立ったままになっていますが、林務課とも調整をして、マツクイの専門員にも来ていただいて、現地を見ていただいたところが、5月から9月いっぱいはい伐採を自粛したほうがいいと。そこで切ってしまうことによって、枯れた木が下にあることで、そこへまた虫がついてしまう危険性もあるということでご指導いただいたものですから、これで9月を迎えていますので、来月に向けて切るように、今、段取りを進めております。

それから、今まで燻蒸処理の関係については、森林組合さんをお願いをしていたわ

けですが、やはりスピード感が必要だということでご指導いただいているものですから、村内も土木会社にもできるところはやっていただきたいという協力をお願いしてございます。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 5月から9月というのは、枝が落ちるということですか。どうということですか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） すみません、説明が足りなくて。枝が落ちるのではなく、切った木をそこに置くことによって、切った木というのはどうしても弱っているものですから、その弱った木に虫がつくというイメージですかね。そんな形で指導いただいています。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） ちょっと見識が違っているのではないかなと思います。大体、羽化をする前に、結局、6月中旬から下旬、7月にかけて、羽化するのですが、その前に切っておかないといけないと思うのです。それだと必ず羽化をしてしまうわけです。今年、今たっているところからは、羽化をしてしまった。それで虫を防除していないから、卵を産んでいってしまう。そういうことになるわけです。そのところはどうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 6月から9月については伐採の自粛ということで指導をいただいております。伐採の適期については春伐期と秋伐期と2回に分けてやれば一番有効ではないかということで、県からは話をいただいております。

一応、6月から9月が自粛ということなものですから、これから秋伐期に向けて村として準備を進めさせていただきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 羽化をしてしまうというのは大変なことで、増殖をしていくという、1匹から100個の卵が出てしまう。そのところがちょっと見識がおかしいのではないかと思うのですが。やはり羽化をする前に切っておかないといけないと思うのですが。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 議員のご指摘のとおり羽化する前に切らなければいけ

ないのですが、羽化をする前に切る準備が今年の場合は整わなかったというところでありまして、これから切っていくものについては来年以降の羽化に向けた伐採ということでご解釈いただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 確実に切って燻蒸処理をしてもらおうと。羽化してからではもう野に放たれてしまっているもので、どうしようもなくなってしまう。その指摘はちょっとおかしいと私は思うのですが、よくまた見直して、今後対応をしてもらいたいと思います。

それと、先日、下大池のところで切ったところを見させてもらいましたが、残念なことに切り株が外に出ていたということで、切り株は中に入れて燻蒸してもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 先日見ていただいた現場については、森林組合で対応していただいたところではありますが、私、株まで残っていたかどうか確認しなかったのですが、専門的な技術を持った森林組合でそういう施業してあるのであれば、またお話をさせていただいて、必要があれば株もしっかりくくっていただくとう指導したいと思います。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 枝は中にサンドイッチのようにして入れてくれてあると思いますが、切り株が出ていると、そこから汚染されるということになると思いますので、どうかビニールの中で燻蒸してもらいたいと思います。

それと、村長さんの答弁にありました、水で枯れるという。それはおかしなことだと思います。また、検出されなくても、日本の松の特徴として、ショック死で枯れてしまうという現象が、アメリカの松とは違って、起きるという。検出されるまで、センチュウが増殖しなくて、ちょっと入っただけでショック死するというのが日本の松だそうですので、ぜひ不検出のところもしっかり切って、羽化をさせないという、そこが一番大事な手だと思います。いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 村長答弁のとおり、不検出だったものも含めて伐採に取りかかる計画をしてございます。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 標高900メートルで出たということで、もう1つ、カラフトカミキリムシというのがいるわけですが、これも汚染の原因になっていると見られています。これは標高の高いほうに生息しているということで、ぜひそれも調べてもらえたらうれしいなと思います。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 標高900メートル以上のところで、実際に山形でも出ておまして、鑑定も出させていただいて、感染木だということでお答えをいただいていますので、そちらも対応させていただきたいと思っています。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 6番の薬剤散布を何年度より行うかということで、まだ計画もないということです。農薬というものを一番使っている職業は農業なのですが、農業の感覚からいったら、もう薬剤をヘリコプターでまいてもらわないと間に合わないと感じます。赤くなったところに幾ら農薬をかけても元に戻らないのですから、荒れていない状態のところにかけていかないと、農業をやっている者としては感覚的にはそういう感覚でやっていかないと、山は守れないと思います。

ここに市民タイムスの記事があるのですが、これは豊科ですが、もう手のつかないところはやらないという形になってしまっているわけです。やはり、そういう状況にまで放っておくということが一番いけないと思うわけです。早く上からかけることが大事なことです。

では、上からかけたらみんな効くかということ、森林の高さがあるものですから、層全体の森林の枝から地面まで行くということはなかなか難しい。下まで到達するには。薬の効く期間が20日から30日ということで、雨が降ったりして、効くと思いますが、農家の感覚からいったらもう空中散布をしないといけない、そういう時期が過ぎようとしていると思います。先手必勝でないと、枯れるのを待ってやるかというのでは、虫付きが爆発的に増えてからやってもだめなわけですね。

それとマツノマダラカミキリはカラマツの枝も食べるし、ヒノキの枝も食べるし、針葉樹は好きだそうで、そういう木を食べていくわけだから、アカマツではなくても食べてしまう。だからそこにも分布をしているということで、アカマツ林だけ散布すればいいということではない。何しろ虫の頭数を減らしていくのが大事なことだと思います。ぜひ計画を早目に立てていってもらいたいと思います。

200メートル以内とか、いろいろなことがあると思いますけれども、小型ヘリコ

プターを使いながら、ぜひ早目に散布をしていってほしい。計画がないということ、まだ覚悟がないかなと思うわけですが、ぜひ先手必勝で、先手先手で行かないと、後追いだといけないと思います。そこらのところはいかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 先日、マツクイの専門員に来ていただいたときにも、空中散布の話もさせていただいたのですが、今、林務課で現場を見ていただいた中では、今のところは出たところから伐倒を徹底的にやってほしい。それもスピード感を持ってやってほしいということでお話をいただいております。

空中散布につきましては、議員のおっしゃるとおり、先手必勝というのがいいのかもしれないのですが、どうしても国の制度なものですから、なかなかそういうわけにいかないという事情があることもお含みいただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 先ほども言いましたけれども、農家の立場から言ったら、もう遅いぐらいだと言えるわけです。どうかひとつ、予算をとってきてもらって、1日も早く散布をしてほしいと思います。散布を急いでほしいということでも締めくくりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（三澤一男君） この質問はよろしいですか。

○3番（上條倫司君） はい。

○議長（三澤一男君） 以上で上條倫司議員の質問は終了しました。

◇ 小 出 敏 裕 君

○議長（三澤一男君） それでは質問順位7番、小出敏裕議員の質問を行います。

小出敏裕議員、質問事項1「保険者努力支援制度と保険者機能強化交付金の現状と取組みは」について質問してください。

小出敏裕議員。

（11番 小出敏裕君 登壇）

○11番（小出敏裕君） 議席番号11番、小出敏裕でございます。本日は「保険者努力支援制度並びに保険者機能強化交付金の現状と取組み」並びに「障がい者の雇用について」この2点について質問したいと思います。

それでは最初に、医療費の総額は年々増加し、国保医療費は団塊の世代が後期高齢者に

移行する2023年には伸び率は低下する予想が立っているのですが、医療費の総額は増し続けると、そういう見込みであります。本村においても同様と思われれます。

国は医療費の抑制及び健康づくり対策など、保険者の取り組みを点数化し、その点数に応じて交付金を多くする、いわゆる保険者努力支援制度を2018年から実施してまいりました。また、地域包括ケアシステム強化として、自立支援・重度化防止などの取り組みを支援する保険者機能強化交付金も制度化され、現在に至っているわけであります。そこで、保険者努力支援制度及び保険者機能強化交付金の現状と取り組みについて質問したいと思います。

1点目としましては、特定健康診査受診率と特定保健指導実施率の年度別推移をお示しいただきたい。

2点目になりますが、がん検診受診率の年度別推移を示してください。

3点目としまして、本村は他の保険者と比べて特定健康診査受診率が著しく低いです。その理由を考えられるだけ教えていただきたいと思います。

4点目としまして、山形村特定健康診査等実施計画が去年、平成30年3月に策定されています。その内容について、村民にどのように周知しているのか教えていただきたい。

5点目として、山形村特定健康診査等実施計画の中に「本人の同意のもと検査データの提供を受ける」とあるのですが、村民の同意を求めたことはおありでしょうか。

6点目としまして、保険者努力支援制度交付金並びに保険者機能強化交付金の実績について教えていただきたいと思います。

以上6点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小出敏裕議員のご質問であります「保険者努力支援制度と保険者機能強化交付金の現状と取組みは」にお答えをいたします。

1番目の「特定健康診査受診率と特定保健指導実施率の年度別推移」についてであります。平成30年度の数値は11月以降に確定するために27年から29年の数値を申し上げます。

特定健康診査受診率は、平成27年が36.2%、平成28年が36.6%、平成29年が38.7%とほぼ横ばいの状態であります。

特定保健指導実施率は、平成27年が60.4%、平成28年が29.1%、平成

29年が40.6%となっております。

2番目のご質問のがん検診受診率の年度別推移についてであります。主要ながん検診の受診率について推移を申し上げます。

まず、胃がん検診の受診率であります。平成28年が11.3%、平成29年が10.4%、平成30年が9.3%。

大腸がんの検診受診率であります。平成28年が23.3%、平成29年が19.7%、平成30年が20.7%。

肺がん検診レントゲンの受診率は、平成28年が8.0%、平成29年が7.7%、平成30年が9.2%となっております。

3番目のご質問の「特定健康診査受診率が低い理由」についてであります。理由の1つとして考えられるのは、他市町村ではかかりつけ医より本人の同意のもと、定期受診の際の血液検査のデータ等の提供を受けているところがあります。現在、本村ではデータの提供を受けていませんので、それが受診率の低い原因の1つだと考えられます。なお、今年度より受診率向上に向けて5年間健診が未受診だった方への通知を送付しております。集団検診が未受診であった方に対して個別健診の間診票を送って、受診の勧奨を行っております。今後も未受診者対策には力を入れていく予定です。

4番目のご質問の「山形村特定健康診査等実施計画の内容をどのように村民に周知したか」ということですが、第3期となります山形村特定健康診査等実施計画は、昨年3月の策定以降、村のホームページに掲載をして公表・周知を図っているところであります。

5番目の「計画の中に本人の同意のもと、検査データの提供を受けることがあるが、村民に同意を求めたことがあるか」というご質問ですが、先ほども申し上げましたように、村ではこれまでかかりつけ医から特定健診項目のデータの提供を受けての健康状態の把握はしていませんでした。今回改めて計画に盛り込みましたが、具体的な実施はこれからであります。ご質問の「同意を求めた方」は、今はまだありません。まず村内の医療機関と十分に打ち合わせをして実施につなげたいと考えております。

6番目のご質問の「保険者努力支援制度交付金並びに保険者機能強化交付金の実施」についてであります。まず保険者努力支援制度は国民健康保険の大幅な制度改正に合わせて昨年創設された制度で、国保の運営に対する自治体ごとの取り組みに対して交付金が交付されるものです。平成30年度の山形村の交付実績は276万1,000円でありました。

保険者機能強化交付金は、平成29年度地域包括ケア強化法において高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた保険者の取り組みが制度化され、それを客観的な指標によって評価し、点数によって配分する交付金で、こちらも平成30年度に初めて交付されております。交付金額は115万円でありました。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 数字ばかりいろいろ調べていただいて、大変申しわけございませんでした。

1つ伺いたいところがあります。特定保健指導の中で、パーセントを言っていたのですが、1点として、平成28年度に前年が60.4%。それが29.1%になっているのですが、何か理由等があるのでしょうか。例えば、そのときに受診をされた方、受診率は横ばいなので、そうすると母数がどうなっているか。そこら辺だけ、わかっていたら教えていただきたい。

それから、特定保健指導については動機づけ支援と積極的支援の二通りがあるのですが、この両方を合算したものと理解してよろしいでしょうか。その2点についてお願いします。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） まず最初の保健指導実施率が平成28年が低いというお話なのですが、こちらにつきましては、当時、保健師が1名、長期休んだという事情がありまして、保健福祉課の体制として整わなかったということで、極端な数字が出ております。

もう1点については。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 特定保健指導の中に、これは当然、特定健康診査と同時期に始まっているのですが、支援が二通りございます。1つは動機づけの支援、もう1つは積極的支援の2つなのですが、この数字というのはその両方を合算した数字なのかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 積極的支援での数字ということをお願いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） わかりました。次に、がんの受診率を細かく出していただいて恐縮なのですが、これは大体このくらいなのかなという気はします。ただ、長野県のがんの検診率と比べますと、胃がんは多い。大腸がんは低い。肺がんはさらに低いという状況なのですが、これは、がんの受診を村民に促すときに、ほかの自治体とは若干違うのかなという気がするのですが、そこら辺はいかがでしょう。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 理由につきましては特段分析等をしていないものから、こういった数字になっているということをお願いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 先ほどの質問の中で、特定検診受診率に対して、山形村は他の市町村と比べて著しく低いと申し上げたのですが、大体どのくらいかといいますと、77市町村で下から2番目でございます。これは非常に低い値で、県の平均よりもはるかに低い値なので、実際に29年で38.7%、これでも結構低い値だと思っております。

その理由なのですが、かかりつけ医師からのデータ提供がなかった。つまり、健康診断をするに当たって、高齢者の人たちが特定健康診査ということになりますので、どうしても有病率というのですか、具合の悪い方がたくさんいらっしゃるわけで、そこら辺を重点的にしていかななくてはいけないのかなという思いがします。

ちなみに、私が調べた中で、どのように取り組みを村民に周知させているかという理由の1つに、ある自治体、保険者なのですが、担当地区者が自宅を訪問する。そういうところが現実にあるのですね。そうすると、その受診率は何パーセントくらいかという、およそ80%に近いと。そういう保険者もあるので、そこら辺は本村でも可能なかどうか。これは業務の量が非常に増えてしまうと思うのですが、可能かどうかだけ教えていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 特定健康診査受診率のお話であります。山形38.7ということで、県平均は47.1ということで、確かに下から数えたほうが早いという状況になっています。先ほどの答弁にもあったのですが、そういった状況を受けまして、未受診だった方に個別の問診票を送ったりとか、積極的な受診勧奨をということでやっているところであります。

朝6時半のお知らせでも1,000円でスクリーニングが受けられますよという放送も

させていただいております。電話等で勧奨もしたりしているのですが、訪問の力というのはかなり強いのかなと、今、議員のお話を聞いていると感じるところでありますので、保健師の人数もなかなかたくさんいるという話ではないものですから、簡単にどうこうとは言えないのですが、今後の検討材料ということで考えていきたいと思えます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） ぜひとも、できるところからまず始めていただきたいと思う次第でございます。ただ、今のお話の中で、受診の勧奨ということが出て、電話によるというものも先ほどおっしゃっていました。これは確かに、実施計画の中には電話による勧奨というか、実施計画にはないのですが、ここに他の市町村、いろいろあるのですが、そこで山形村で電話での受診勧奨ということで堂々と出ているわけです。これはやりますよと。そういうことを実際にはなされたというお話なのですが、残念ながら私のところには全然電話がないのですが、どうなのですかね。ごく限られたところだけでやっているのか、そこら辺をお願いしたい。

それと、4番目の質問の中のホームページで周知をしているということなのですが、ホームページだけでは不足かなという思いもありますので、そこら辺のお考えを教えてください。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ただいまの受診の勧奨につきまして、電話が来ないというお話だったのですが、対象者については、どういった方を中心に勧奨を行っているかということを確認していないものですから、また後日の機会にということをお願いしたいと思います。

○11番（小出敏裕君） 周知の件は。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員、再度お願いします。

○11番（小出敏裕君） 先ほどの実施計画をホームページ等に載せてあるというお話だったのですが、実際に何ページかあるやつを全部見るというのはそうそう簡単なことではないと思うのですね。だったら、もっと簡単な、リーフレットみたいなものをつくって、こうですよというだけでいいのではいのですか。特に、こういうふうにしてくださいとか。どうでしょう、そこら辺は。

○議長（三澤一男君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 今の特定健診の計画については、住民課サイドでも作成に

携わっておりますが、おっしゃられるように、とにかく公表ですとか周知、こういうものをどさっとそこに載せておしまいということになりがちな部分が確かにあろうかと思えます。

先ほどからお話が出ております、大事なことは村民の皆さんに中身の一番大事なところを見ていただいて、あるいは理解していただいて、計画だけでなく、特定健診の受診につながるような、もっとみその部分を簡略にまとめたようなものをお示しするというのも大事かと思えますので、その点の検討については早急に入らせていただきたいと思えます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 今、住民課長からお話があったのですが、ぜひともそういうふうな。今、保健でこういうことをいろいろやっていたのですが、周知する部分というのは違う部署。だから、横の連絡というのですか、それを実際に密にとつていただいて、村民に今どのような状態なのかということをお知らせしたいと思えます。

それから、私、この前、ある医療機関に行って院長と話しして、実際に受診率のことを問題になるのだよという話をしたら、ある保険者から、その院長のところにもいきなり書面が来た。それですごくびっくりして、これは何だという話になっている医療機関も確かにあるらしいんですね。ですから、実際に、先ほどの話の中で、かかりつけ医と連携をとる。村内のかかりつけ医の先生方は比較的話が楽だと思えるのですが、よその医療施設に行って受診をされている方に関しては、そこら辺の礼儀をしっかりして行ったほうがよろしいかなと、そんな気持ちがしますが、いかがでしょう。

○議長（三澤一男君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 今のお話も、今年度当初にも村内の医療機関の先生方に健診のごあいさつをさせていただいたときにも、具体的にこういった方法を導入してというお話もさせていただきました。

さっきも答弁にありましたように、具体的な実施というのはこれからですから、まずはいろいろな意味で誤解のないようにしなければいけないですし、保険者として、被保険者の皆さんにもそうですし、医療機関の先生方にもそうですし、ということがあります。山形村としてはまだ取り組みはこれからなものですから、そんなところにまずはぬかりのないようにするというのと、先ほど議員おっしゃったように、無礼のないようにといたしますか、段取りをしっかりやってやるということだと思えます。

先生方によっても、これのやり方については、考え方はいろいろだと思いますので、まずはその辺のところをしっかりと話をさせてもらおうということ。それから、山形村の村外のお医者さんでたくさん利用されているお医者様もありますので、そういったところの動向も十分に把握することに努めたいと思います。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） ぜひともそういうふうにして、間違いのないような対応をとっていただきたいと思います。

今回の保険者努力支援とか保険者機能強化交付金につきましては、重要な国の施策なわけですが、ただし、内容がものすごく細分化されています。毎年毎年変わっていく状態で、今まではプラスの加点だけでいろいろやっていた。今度はそれができなかつたら、行政はマイナスでもやるよと言ってきています。そうすると、これは来年度に関してはそういうものも加味した形になると思いますので、検討していただきたい。

本村の現状というのは先ほどのお話の中で、取り組み等が十分に機能しているとは思わないのです。皆さん、一生懸命なさっているのは重々わかるのですが。そんなわけで、村民に内容を「こういうことですよ」というふうに提供して、なぜそうするかというと、例えば交付金をいただいたと。交付金が村に来ました。先ほど、結構な額だと思うのですね、これ。調整交付金に比べるとものすごく、この調整交付金というのは低いのですが、それでも何百万円の単位なのです。それが積もり積もっていくとどうなるかということ、1つとしては保険料にも跳ね返ってくるのです。それから、当然のことながら、それで患者さん、また村の人たちの健康が維持できれば、安心して生活がちゃんと送れるよ、そういういい村だよという話になっていくと思うのです。

ただ、先ほども申しましたけれども、事務の処理というのはより煩雑になります。ですので、そこら辺は、例えば村長にお願いしたいのですが、人の手配ですとか、そういうものを十分に行っていただきたいと思います。

健康を維持し、安全で安心した生活を送る。これは村づくりには重要な事業だと思いますので、本事業の推進を心からお願いいたしまして、1番目の質問は終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 1項目めはよろしいですね。

小出敏裕議員、次に、質問事項2「障がい者の雇用について」を質問してください。

小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） それでは、次の質問に移りたいと思います。障がい者はその

不自由さから、社会的な障壁、社会の不寛容のために、十分な理解を得られないことによって、希望する職業につけないということが現実としてございます。

本村においても「ともにささえあい 安心して生活できる むらづくり」と立派に銘打った山形村障害者計画の第3節に、多様な活躍の場をつくる、そのために様々な施策や支援が明記されております。

また、国は障がい者と健常者が共生する社会を構築するために、障害者基本法・障害者差別解消法・障害者雇用促進法・障害者総合支援などを制定していますが、十分な理解と効力が得られていないという現状だと思います。

そこで、次の4点について質問したいと思います。

1点目は、本村の身体障がい・知的障がい・精神障がい別の18歳から64歳の人たちの人数及びその就労状況がわかっただけで結構ですので、教えてください。

2点目としまして、就労している障がい者の収入はどのくらいなのでしょう。

3点目として、民間企業に就労後、それを定着していくための支援を村はどのようにしているのか。

4点目、最後の質問ですが、障がい者の法定雇用率は民間企業が2.2%、地方公共団体は2.5%と定められています。これは恐らく来年度になってくると、また上がってくる、2.3%、2.6%ぐらいになってくると思うのですが、本村においては雇用率は何%なのか。その4点についてご答弁いただきます。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 「障がい者の雇用について」のご質問にお答えいたします。1番目の質問の「本村の身体障がい・知的障がい・精神障がい者別の18歳から64歳の人数及び就労状況」、2番目の質問の「就労している障がい者の収入の程度」ということではありますが、他の障がいと重複される方もおりますが、身体障がいの手帳所持者362名中、18歳から64歳までの方は89人で、うち収入のある方が40人。療育手帳所持者87人中、18歳から64歳までの方は71人で、うち収入のある方は19人。精神障害者福祉手帳所持者90人のうち18歳から64歳までの方は68人で、うち収入のある方は7名という状況であります。

2番目の「就労している障がい者の収入は」ということですが、これについては特にデータがございませんので、答弁もございません。

3番目のご質問の「民間企業に就労後の定着への支援を村はどのようにしているか」ですが、就労移行支援の制度を利用して、就労に結びついている方は定着まで就労移行支援事業所のスタッフが支援を行っております。保健福祉課においても相談に応じております。就労後の困りごと等、松本圏域障害者就業・生活支援センター「らいと」と連携し、就労定着の支援を行っております。

4番目のご質問の「山形村における障がい者の法定雇用率について」ですが、山形村役場の現状は、平成31年4月1日現在、雇用している障がい者はおりません。平成28年度に障がい者枠として一般行政職の採用募集を行った年もございましたが、問い合わせが数件ありましたが、応募された方はございませんでした。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） またまた細かい数字を出していただきまして、ありがとうございます。無理なことを申し上げたと思っています。

身体障がい者で約半分の方たちが収入があると。知的障がいの方では3分の1、もつとですね。非常に少ないと。精神障がいの方はさらに少ないという状況がわかったわけですが、この中で先ほどの2番目の質問で、収入はどの程度ですかということだったのですが、これは障がい者の実施計画の中で、アンケート調査を平成29年に村でされていますよね。

このアンケートですが、229件のうちの111件、46.4%の回収率。全部を網羅したわけではないのですが、数字があります。それをここに示させていただきますと、100万円未満の方、100万から200万円の方、200万から300万円の方。そういうふうに分けたときに、おおよそ200万円以下の方が33.3%と33.3%でありましたので、半分以上、3分の2は200万円以下の収入という。これははっきりしたデータで、個人のアンケートの結果なものですので、プライバシーの問題もありますのでどうかは思うのですが、ちゃんと実施計画の中のアンケート調査でその数字が出ていますので、そこら辺をご理解いただきたいかなと思うわけです。

この中に、先ほど、収入のない方もいるということですが、アンケートの内容だけでは約54.5%の方が収入がないという結果も出ております。ですので、一番問題になるのは、200万円以下、場合によっては100万円以下の方。そういう方たちのこれからをどうするのかということを実際に、真剣に考えていかななくてはいけないかなと思うわけですが、それについて、村長、いかがでしょう。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 障がい者の自立支援ということになると思うのですが、私もどういう方法がいいか具体的な方策を持っているわけではないのですが、これから障がいを持っている皆さんがどういうふう自立していくか、これは村としても考えなくてはいけないことですし、社会福祉協議会であったり、そういったところと、長期的な考え方をしていかなければならないと思います。

1つには、例えば農業が盛んな村でございますので、農協なんかですと農福連携みたいなことをして、農業でそういった障がい者の皆さんが働く場がどうかというような取り組みもされているように聞いています。村としても、この村の特色を生かしながら、この村で生きていける方法を考えていかなければならない。抽象的な言い方あれですが、そういったことにはまたいろいろご提案いただければ検討してまいりたいと思いますし、ぜひいろいろお知恵をお借りしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 3点目の質問で、民間企業への定着、つまり民間企業に就職したけれども、その先ずっと続けていくための支援。それは先ほど説明いただいた中で、就労移行支援、これは知識とか技術を習得する技術なのですが、就労継続支援による働き場所のあっせんということを障がい者の計画の中に盛り込んであるのですが、働き場所のあっせんというのはどのようにしているのか教えていただきたいとします。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 就労移行支援の関係では、こちらに事業を使っていたとして、大体2年ぐらいビジネスマナーなどを学んでいただくような場ということで、利用いただいています。こちらの事業については、その後一般企業に就職といった流れになります。

就労継続支援の関係でよろしかったですかね。こちらについては、A型、B型ということで、形態が若干分かれています。障がいの程度によって、A型に行くのかB型に行くのかということをご相談させていただいているところであります。

事業所につきましては、A型については松本圏域では3～4事業所あると聞いておりますし、B型についても事業所については多数あるということで、山形にも1事業者あるという状況でございます。

- 議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。
- 11番（小出敏裕君） 今の説明で内容は十分にわかったのですが、村の単独事業というのがございますよね。どういう内容かと言いますと、障害者自立支援事業で、働き場の提供と就労支援を行う。これは村の単独事業ということですが、この内容は先ほどの就労継続支援のAとBとは別個のものなのですか。
- 議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。
- 保健福祉課長（篠原雅彦君） 別個ということで、あくまでも村単事業ということでそちらで軽作業的なことをやっていたらという状況でございます。
- 議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。
- 11番（小出敏裕君） 軽作業的な事業というか、それは村がその方をお願いして、何かをしてもらうということによろしいのですか。
- 議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。
- 保健福祉課長（篠原雅彦君） こちらについても、山形社協に委託という形をとっていますので、そちらで仕事の内容についてはお任せという状況でございます。
- 議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。
- 11番（小出敏裕君） 障がい者の方、特に身体障がいは別個に置いておいたとして知的障がいの方たちなのですが、その方たちというのは働く場所と職業の種類にもものすごく制約を受けていると思うのです。そうしますと、その方たちだけを、上手といったら語弊があるのですが、その人たちの雇用を拡大していく施策というのは村単位として考えていらっしゃると思いますか。
- 議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。
- 保健福祉課長（篠原雅彦君） 今のところ考えてはございません。
- 議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。
- 11番（小出敏裕君） 今の内容で、村長、ご答弁願えますか。
- 議長（三澤一男君） 本庄村長。
- 村長（本庄利昭君） 障害者自立支援ということに関しましては、福祉の分野でも大きなテーマだと思います。私も詳しい実態というのはなかなか理解できていないところもございますので、またいろいろご意見を伺いながら、どんな方法がいいか検討してまいりたいと思います。以上です。
- 議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。
- 11番（小出敏裕君） もしかすると私の理解ができていないこともあると思うので

すが、4点目の法定雇用率、これは以前、何年か前だと思うのですが、いろいろな省庁で満たされていないと問題になったと思うのですね。そうすると、先ほどのお話ですと、法定雇用率が本村においては守られていないという認識でよろしいのですか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ご指摘のとおりであります。要するに、法律の基準を満たしていない状態がずっと続いているということで、本来、官公庁が率先してこの率を達成しなければいけないわけですが、現実的な話を申し上げますと、先ほども障がい者枠ということで募集をして、なかなか集まらなかったという経過があるものですから、考え方としては、公募による採用というよりは、臨時的な採用を個別で行う中で、そういった方を採用していくというのが現実的かなと思っておりますので、またそういう方がいる場合にはそんな方法で対応したいと思っています。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） ぜひとも障がい者の方も村の職員として雇用していただければと思うわけで、そこら辺をどのようにされるかというのはお任せしますが、実際、現実、即した形でやっていただきたいと思います。

最後になりますが、アンケート調査の中で、将来に対する不安にどんなものがありますかということでアンケートした結果があります。経済的な面という方が非常に多いのですが、そのほかに、親が高齢化している、親が亡くなった後、私たちはどうなるのだろう。それを恐らく深刻に訴えてアンケートに書かれたのだと思うのです。

それからまた、障がい者の約3割の方たちが障がいのために嫌な思いをしていると回答をされています。それを踏まえて、障がい者と健常者がともに支え合って共生した社会を実現する。このためには障がい者の理解、これは健常村民の理解ですね。それから就労支援。これは2つの二人三脚ではないですが、両輪として実際に動いていかないと、障がい者の方たちは安心してこれから生活ができない。その現実があると思うのです。

障がい者の雇用促進というのはもっともですが、そのほかに村民、企業に、障がい者に対する偏見ですとか差別をなくす取り組みを、村が率先してというのはおかしいとは思いますが、やはりこういうことなのだよということで、障がい者の心のバリアフリーと言われてはいますが、それをぜひとも願って、本日の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員、質問は終了でよろしいでしょうか。

○11番（小出敏裕君） 結構です。

○議長（三澤一男君） 以上で、小出敏裕議員の質問は終了しました。

ここで、本会議を休憩します。この時計で3時20分まで休憩します。
休憩。

（午後 3時04分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、ただいまから本会議を再開します。

ここでお諮りします。先ほど開催しました議会運営委員会において、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しました。

（午後 3時20分）

◇ 百瀬昇一君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位8番、百瀬昇一議員の質問を行います。

百瀬昇一議員、質問事項「山形村公共施設等総合管理計画 個別施設計画の策定は今後どのように進めるか」について質問してください。

百瀬昇一議員。

（5番 百瀬昇一君 登壇）

○5番（百瀬昇一君） 議席ナンバー5番、百瀬昇一です。今回は、昨年質問した内容を確認します。午前中の大月議員と重複している内容が多いが、改めてお願いしたいところです。

今、山形村も人口減少、少子化、少子高齢化の中、また、温暖化など気象変化が顕著になっている中、全国的にも異常な自然現象が増大している。山形村でも何が起こるかわからない時代に入っております。こんなことも考慮しつつ、それぞれ対応が必要とならざるを得ない今、山形村公共施設等総合計画 個別施設計画の策定は今後どのように進めるのか。

1、平成29年3月、山形村公共施設等総合管理計画が策定されたが、その中では

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は示されていますが、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性が定められた。これからは「個別施設前の長寿命化計画（個別施設計画）」の策定と実行が急がれるが、いつ、どのように進めるか。

2、昨年9月の一般質問では、個別施設計画の前段として、関係する担当課から調査ヒアリングを行い、公共施設再配置計画を作成する答弁があったが、今どのようになっているか。今また、公の施設の在り方検討委員会が立ち上がったが、どのような組織でメンバーは。検討の進め方は。

3、主要19施設とは、この施設の性質や利用頻度、建設年、改修履歴などの中で、今後の改修や改築の優先順位のデータはできているか。

4、昭和56年以前に建築し、耐震基準を満たしていない、ふるさと伝承館、福祉の家、小坂本殿寄贈倉庫の3施設の方向性は決まったか。

5、インフラ施設「道路・橋梁・上水道（簡易水道も含む）・下水道・林道・林道橋」の年次的計画はどのようになっているか。

6、公共施設の基金は、維持、更新資金の具体化を、特にインフラ施設についての今後の方向を示してもらいたい。

以上、質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 百瀬昇一議員の質問であります「山形村公共施設等総合管理計画 個別施設計画の策定は今後どのように進めるか」にお答えいたします。

1番目のご質問であります「個別施設ごとの長寿命化計画となります個別施設計画の策定と実行が急がれるが、いつ、どのように進めるか」ということですが、個別施設計画に関しましては、今年4月に施設の所管課に対し、計画策定に必要な劣化診断の目ぞろえをするための打ち合わせ会を実施し、5月末に劣化診断の報告を受けました。それに基づいて個別施設計画を7月に策定しております。今後、公共施設等適正管理事業債の借り入れを行っていく場合には、起債条件に適應できるような内容に修正を行っていく予定であります。また、公共建築物のあり方検討委員会の答申内容により、適宜修正をしていきたいと考えております。

次に、2番目のご質問の「昨年9月の一般質問で、公共施設再配置計画を作成する答弁があったが、今どのようになっているか。また、公の施設のあり方検討委員会が

立ち上がったが、どのような組織でメンバーは。検討の進め方は」についてであります。公共施設再配置計画の作成ですが、昨年9月に村の主要な公共施設で小学校を除いた21施設の所管課にヒアリングを実施し、施設の利用者数、劣化率などの観点から公共施設現況調書という形でまとめてあります。現況調書の中には「計画的に保全する施設」「改築用途の見直し等を検討したほうがよい施設」「廃止を検討したほうがよい施設」の3つに分類しました。公共建築物のあり方検討委員会のメンバーについては、大月議員の答弁で申し上げましたとおりでございます。会議の進め方は、過去・現在・未来の人口動態、財政状況、施設の利用状況や他市町村の状況等、様々な観点から検証し、先ほど申し上げましたが、現況調書の3つの分類を検討し、あり方検討委員会としての方向づけをお願いしているところであります。

3番目のご質問の「今後の改修や改築の優先順位のデータはできているか」ということでありますが、個別施設計画では、建物の劣化状況の調査結果による総合劣化度といったハード面と、建物の重要性・有効性・特質性といったソフト面からの総合評価を「見える化」し、長寿命化を図る優先順位をつけております。

4番目のご質問の「耐震基準を満たしていない、ふるさと伝承館、福祉の家、小坂本殿寄贈倉庫の3施設の方向性は決まったか」についてであります。この3施設を含め、現在、公共建物等あり方検討委員会で検討しているところであります。特にふるさと伝承館に関しては、大月議員への答弁の際にも申し上げましたが、現在、自然災害が多発しておりますので、早急な対応が必要だと認識はしております。いずれにしろ、答申の内容から「公共建築物のあり方」の方向性を判断したいと考えております。

5番目のご質問の「インフラ施設『道路・橋梁・上水道・下水道・林道・林道橋』の年次的計画はどうなっているか」についてであります。道路は個別施設計画を策定しておりますので、この計画に沿って道路維持管理を進めているところであります。

橋梁は道路法で5年ごとの点検が義務づけられております。点検結果は橋梁台帳に記録し、適正な管理に努めております。

水道事業については、アセットマネジメントを策定済みであります。財源の裏づけがある長期的な年次計画に基づいた投資によって、持続可能な水道事業の運営に努めているところであります。

下水道事業は、長寿命化計画に基づいて事業を進めておりますが、今年から2カ年計画でストックマネジメントを策定中であります。今後はストックマネジメントに基

づいた更新計画によって適正な管理に努めます。

林道及び林道橋につきましては、林道台帳により幅員・延長などを管理しております。特に年次計画等ありませんが、林業委員の協力も得ながら適正な管理に努めております。

6番目のご質問の「公共施設整備基金の今後の方向について」であります。現在、公共施設等の整備または維持に要する資金に充てるため、積み立てを行っている「公共施設整備基金」の令和元年度7月30日現在の残高は、9億4,319万1,000円であります。基金条例において庁舎、学校、スポーツ施設等の公共建物及び道路、橋梁の生活基盤資産に充てるとしておりますが、その施設の改修や更新内容に応じた補助金や起債の使用についてその都度検討し、できる限り財源を基金だけに頼ることのないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） 1番目の長寿命化の関係でございますが、これについては特に今、国で示されたとおり、長寿命化の内容が、特に国民、村では村民ということで、安全、経済性等の観点から必要性が認められるものということで、ぜひ評価の中に安全性、経済性の面を考慮した評価内容で判断をしてもらいたい。評価の内容は県でも大分つくってありますが、この村では評価基準をどこまで、どういう内容で、どういう評点をつけ、ランクをつけるのか。県では1番から施設ごとにずっと順位を決めてあります。

そんなことで、村ではそういう内容についてつくってあるのか、考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 個別施設計画におきましては、建物の劣化状況の調査結果による総合劣化度といったハード面と、建物そのものの重要性でありますとか有効性、特質性といったソフト面から総合評価をしているという国の基準に沿った評価の方法により作成をしているという内容であります。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） 国からの基準等も示されておりますが、また県のものも承知だと思えます。ぜひ内容を周知していただいて、それと国、県のものもありますが、この村独自の内容もぜひ見ながらお願いしたいところです。そんなことで、ぜひお願い

いたします。

先ほどの答弁の中で、数値的なものは大方整理ができたと思いますが、実際の行動としても、目視なり、実際に中に入ったり、手で触れたりしての点検等も細かくそこまでやってほしいわけですが、そこまでやっていたかどうか、お聞きします。お願いします。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 個別施設計画の策定に当たっては、県あるいは国の基準を満たす形での作成といった段階であります。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） わかりました。こういう計画が出ると県でもそれなりの費用を出したり、いろいろやっておりますが、ぜひこの村独自で、皆さんでそれなりの基準をつくって、評価をするなり、優先度をつくっていただきたい。ぜひそんなことで要望します。

次に、2番目でございます。村長報告なり活動報告を広報等で見させていただきましたが、この公の施設のあり方検討委員会が立ち上がったということで、本当に喜ばしいことです。これについてもぜひ村民の皆さんに本当に丁寧に細かく説明をしていただいて、理解をしてもらって、さっき言ったような、この村独自の指標も含めながら進めていってほしいと思います。

それと、午前中の大月議員の中でも、専門職という内容がありましたが、それについて委員から待っているのではなくて、こちらでも、事務局の立場でも、専門的なものをどんどん入れた中で検討に入ってもらいたいと思います。そういうお考えがあるかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） あり方検討委員会の設置要綱の中にも、必要な場合は専門的な方というか、そういった方を招いて委員会を開くことができるという規定もありますが、今のところ、そういった場面はまだこれまでの委員会の中ではできておりません。この先、そういった必要性があれば、専門的な委員の方を招いて委員会を開くといったことになろうかと思っております。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） この検討委員会のメンバーについて午前中に答弁がありましたが、10名でしたか、その中の男女の人数がわかりましたらお願いします。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 10人のうち女性は2人です。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） ありがとうございました。今、男女共同参画という中で、この委員会も急いでもらいたいわけですが、2名といわずもう少し増やしてもらって、この検討内容が村民全員とは言わなくても、何しろ納得がいくような説明で「これならいいじゃないか」という、納得がいくような線でデータづくりをし、一線を引いてもらえば。どこかで一線を引かなければ改修も前に進めませんので、ぜひそんな方向で進めていただきたいと思います。

次に3番目ですが、主要19施設とはということで、具体的にどの施設か教えてもらいたいと思います。お願いします。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 羅列して申し上げます、ふるさと伝承館、トレーニングセンター、児童館、小学校施設、エポック館、役場、ミラ・フード館、スカイランドきよみず、B&Gプール、ふれあいドーム、いちいの里、教員住宅、すくすく、あららぎの庄、保育園であります。この中には、福祉の家、小坂の本殿寄贈倉庫は含まれておりません。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） ありがとうございました。先ほども前段の質問の中の内容で申しましたが、大方ここに集まっている施設が主なのですが、それぞれ、先ほどの何人かの質問の中では、この施設がよそに比べれば人口的には少ないという内容ですが、昔、箱物行政時代にできた内容ですので、ちょっとクエスチョンの部分も私的にはございましたが、ぜひうんと深く精査をしていただいて、進めていただきたいと思いますので、お願いします。

次に、4番目の内容でございます。それぞれ、ふるさと伝承館はこれからしっかりやって早く処置するという内容はお聞きしましたが、福祉の家、小坂本殿寄贈倉庫についても検討はするということですが、検討を進めるがこの古いものはどんなふうにしたらいかなという村長の腹積もりが何かあったら聞きたいのですが、お願いします。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 検討委員会には諮問を、白紙といいますか、お任せをしてある

という状況でありますので、あまり私が結論みたいなことを言うのも変なものでありますが、時代ということもありますので、これからどんなふうになるだろうということとを考慮しながらというのですか、それと本当に村民にとって必要かどうか、また足りないものがあるかとか、その辺をポイントで検討してもらいたいと考えています。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） ありがとうございます。いい方向で進めていただきたいと思えます。

次に、5番目のインフラ関係でございます。冒頭に申し上げましたが、人口減少なり少子高齢化、また災害等、異常気象の中で、インフラ関係については特に異常気象の中での対応ということで、そういう内容をうんと盛り込んだ中で見てもらわないと、上水道や下水道とか、そういうものは、以前、国では民営化していいような言い方をしたり、大変な言い方が出てきたが、ぜひ村民を守る生命線でございますので、インフラについては本当に長期的に続けられるものにしてもらいたいということで、内容的に行きます。

特に林道とか林道橋というのは、管理をしております人は5年計画で橋は検査をしておるということでございますが、もう一度しっかり点検なり調査していただきたい。今までのものではなくて、これから再度やってもらいたいという要望の内容なのですが、つい昨日も豪雨で数時間流れて、私の西側にある黒川の水が倍増しております。そんな異常気象の中でございますので、再度、点検なり今後の方針のもう一度強い見直しをしてもらえるかどうか、お聞きします。お願いします。

○議長（三澤一男君） 古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） 今のご質問の内容は主に橋梁と河川についての関係だと思えますが、橋梁につきましては5年ごとの点検ということで、ここは一度にまとめて5年に1回ずつ調査するというわけではなくて、予算的なものもありまして平準化しながら毎年点検をやりつつ、1つのものについて5年に1回点検されるようなスケジュールでやっているわけです。

この点検は、点検結果が、傷み具合というのですか、状況が1から4までの数字であらわされます。1が一番健全で、4はもうちょっとまずいですよという意味なのですが、今、村内に60の橋がございますが、ほとんどのものが1か2ということで、2と3の間というのですか、どちらかといえば3ではないですかねというようなものが3つほどございます。そちらにつきましては、適切な修繕工事等を行って、2ない

し1まで行ければ十分なのですが、少なくとも2を維持できるような維持管理をしていきたいと、そんな計画で今、事業を進めております。以上です。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） ありがとうございました。ちょうど古畑課長は平成28年の雨氷のときの係だったということで、あのようなかつてない災害があったということ踏まえながら、ぜひ前向きにやっていただきたいと要望します。

次に6番目でございますが、今、要望した内容で、特にインフラ関係についてはぜひ基金の積み立てをできる限りやってもらいたい。今、何とか、上水道にしても下水道にしてもしっかり保守していただいているので、これが今の体力があるうちにぜひ積み立てをやって将来に備えていただきたい。そんなことを要望させてもらい、6番は再質問しません。

ということで、以上、質問を終わりたいと思いますが、ぜひそれぞれが有効的に、将来的に持続可能な施設にしていただきたいということで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。質問終了でよろしいですか。

○5番（百瀬昇一君） はい。

○議長（三澤一男君） 以上で、百瀬昇一議員の質問は終了しました。

◇ 小 林 幸 司 君

○議長（三澤一男君） それでは質問順位9番、小林幸司議員の質問を行います。

小林幸司議員、質問事項「山形村の災害時、特に土砂災害における避難場所の安全対策と地域防災計画の見直しと更新は」について質問してください。

小林幸司議員。

（10番 小林幸司君 登壇）

○10番（小林幸司君） 議席番号10番、小林幸司です。一般質問最後の議員ですので、あともうしばらくおつきあいをいただきたいと思います。

今回質問させていただいた内容については、山形村の災害時、特に土砂災害における避難場所の安全対策と地域防災計画の見直しと更新についてということで質問させていただきます。

先日、小坂地区で二ノ沢川、二ノ沢ダムの建設に関する説明会が行われました。説

明会の中で、村のハザードマップの更新が間もなくであるという説明をされておりました。村民も活用していただきたいということでした。その建設予定下流域の中に現在のマップの中でも、土砂災害特別警戒地域を保留にしてある地域、それを再確認して認定をしてからダムの新設計画をしていくという話でした。その中には、避難所として小坂公民館などが含まれておりました。そこで以下の質問をさせていただきます。

1、ハザードマップの更新はいつを予定していますか。

2、災害時の避難に関して、土砂災害特別警戒地域（レッドゾーン）や警戒区域（イエローゾーン）に入っているか、または隣接している避難所はどの施設があるかを確認していますか。また、その施設の数やその施設のある地区への告知や対策はとられていますか。

3、レッドゾーンやイエローゾーンに入っていなくても、過去に大雨などで氾濫した箇所があった場所は把握されていますか。

4、村のホームページを見ますと、山形村の地域防災計画は2007年6月29日に更新されておりますが、今現在、平成31年3月定例議会におきましても百瀬章議員より質問されております。その際に、村長から、防災計画の見直しを進めていきたいという回答がありました。その後の進捗状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

5、先ごろ行われました村の総合防災訓練について、村長として村民の防災に対する意識や関心度はどのように感じられましたか。この質問に関してはまだ日数があまり経っておりませんので、先ほども議員の各位に配られました反省、総合の資料がありましたので、お答えできる範囲で結構です。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小林幸司議員のご質問であります「災害時における避難場所の安全対策と地域防災計画の見直しと更新は」にお答えします。

最初のご質問の「ハザードマップの更新時期について」であります。年度内の更新を目指しておりますが、県が予定している土砂災害警戒区域指定の住民説明会の実施がされていないため、今のところ未定という状況であります。

2番目のご質問の「特別警戒区域や警戒区域に入っている、または隣接している施

設について」であります。避難所で土砂災害警戒区域（いわゆるイエローゾーン）に入っているのは上大池コミュニティセンターと小坂公民館の2施設であります。

そこから最寄りの避難所となりますと、中大池語り部の館、下大池公民館となりますが、警戒区域内の避難所の被災状況により、使用不可能となった場合は最寄りの避難所に避難者が集中してまいります。避難所が飽和状態になることも考えられます。そうした場合には農業者トレーニングセンター等への避難誘導を行うことになると思います。

現在、ホームページに掲載している土砂災害ハザードマップにはそこまでの記載はございませんが、更新作業を進める中でハザードマップへ掲載することを検討していく予定であります。

3番目のご質問の「特別警戒地域や警戒区域ではないが、過去に氾濫等があった箇所は確認しているか」についてであります。大雨や台風の際に氾濫が心配される箇所及び過去に氾濫が発生した箇所については、職員で把握しておりますので、その都度警戒に当たっております。

4番目のご質問の「防災計画見直しの進捗状況について」であります。地域防災計画の見直しについても、1番目のご質問のハザードマップの見直しと同様に、県が進めている土砂災害警戒区域の指定の見直しの影響を受けるため、遅れが生じております。年度内の更新を目指しているところですが、時期については先ほど申し上げましたが、未定であります。

5番目のご質問の「村の総合防災訓練の感想」であります。災害対策については、自主防災会、消防団、民生員会、社会福祉協議会、日赤奉仕団などの関係機関との連携が必要になりますので、日ごろから情報交換などの機会をつくり、災害対応にかかわる共通の認識を持つことが重要だと考えております。

本年度の総合防災訓練は、初めて小坂、上竹田の防災会では避難所開設訓練、その他の4防災会では避難所体験ゲームの「ひなた」を実施いたしました。参加された方は、大規模災害への初期対応についての手がかりになったと思います。また、訓練の実施に当たった問題点や課題などは近日中に開催する予定であります打ち合わせ会の中で取りまとめ、来年度の参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） それでは1つずつ質問させていただきます。

最初に、ハザードマップについて。小坂での説明会の中で、もともとはレッドゾーンも含まれていましたということで、イエローゾーンのままになっていてから、今度レッドゾーンをもう1回修復して、ダムを計画を立てる。そのお話の中で、ため池に関して、山形村にもかなりのため池があるわけですが、これに関してもハザードマップに載せていく計画がありますということをお聞きしましたが、これは事実でしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） ため池につきましては、村で今、管理をしておりますため池が3カ所。新田原と八幡様の男池、女池になるかと思いますが、今回の議会の補正予算にも計上させていただいてありますが、そちらについてもハザードマップをつくる予定をしております。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） 先ほど村長に答弁いただきました。長野県の説明会が10月にあるという計画がされております。それを待つまでということで、一応、山形村としてのハザードマップの下地等はできていますか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 下地といえますか、もともとのものがあります。それが県の修正、見直しに加わった上で見直しの作成という形になろうかと思えます。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） わかりました。ダムに関してのレッドゾーンのやり直しの期間はいつまでにやるおつもりですか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 先に行われました小坂の説明会において、およそ住民の方のご理解は得られたと県から聞いておりますので、そこをもってこの先進めていくということで理解しております。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） このハザードマップの中のレッドゾーンに関して、小坂の話し合いの中では、確かに大きな災害は今までないので、イエローゾーンでもいいのではないかなというお話をされておりました。しかし、県の説明では、以前はレッドゾーンであったということで、ここの流域面積が大きいのでレッドゾーンを見直してダムを計画したいというお話がありました。

そこで、村民、住民の中で「本当にここはレッドゾーンになったら怖いかね」という話もされておりましたが、ダムをつくることに関してのレッドゾーンの修復であるよというお話をされておりました。ダムができればレッドゾーンもイエローゾーンにまた戻せるという話をされておりました。この内容で間違いはございませんか。

○議長（三澤一男君） 古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） そうですね。いわゆる砂防堰堤ありきの意味で、まず一旦は赤くさせていただきたいということで、ダムが完成して安全確保されたら、またイエローになると。そこは确实だと思われます。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） わかりました。

それでは2番目、3番目を兼ねて質問させていただきますが、先ほど村長の答弁の中で、上大池の公民館、また小坂の公民館はやはりイエローゾーンの中に入っている。これに関してはその地区の皆さんは役員になっている評議員や区長は知っていると思いますが、一般住民の中までに浸透されていないというのが現状です。いかが感じておりますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 先ほど申し上げましたが、土砂災害の特別警戒区域のイエローゾーンに入っているということでございますので、土砂災害のときには避難所として使えるかどうかというのが疑問になるところでございますが、いろいろな災害が想定されるわけでありますので、例えば地震であったり風であったり、そういった場合で、土砂災害に関係なく普通に使えるという災害も当然あるわけですので、これはその災害の状況によって使えなくなる場合があるということだけは地区の防災会の皆さんも、役員の皆さんはそういったことで対応を考えていただいているという状況です。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） それでは3番目のところも含めまして。この間の訓練の中で第一次避難、それから各公民館への第二次避難ということで、各集会所へ常会の皆さんが集まるわけですが、過去に大雨で氾濫した経過、特に私の住んでいる下北沖という集会所は昭和57年、58年と大雨のときに集会所にたどり着けないほどの氾濫地域であったというのは確認をしてありますし、ご存じだと思います。

課長の中ではまだお若い人たちもいますので、なかなかその現場はわかっておりませんが、9月1日の防災訓練のときに小坂の消防団の皆さんが過去の新聞記事を掲示

していました。その中でも、小坂の今の詰所と上條建工の間、土砂災害に見舞われた写真も残ってありました。あとは八幡様の南側の道が災害によって1メートル50ぐらい掘れている写真も展示してありました。

ですので、大雨ないし土砂災害に対して、その地域の皆さんは新しい人たちも越えてきていて、過去の災害を知らない人たちがいますし、常会長であっても「そんなことありましたっけ」という人たちもいますので、その都度、安全対策に対しては、災害対策、区の新しい年度が変わった時点でもいいですので、お知らせすることはできるのか、できないのか。それは区に任せていいのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 区に任せていいのかというご質問ですが、いろいろな災害があると思うのですが、先ほどの議員さんの質問の中で、役場の職員が、村外の方が増えてきてどうだという、災害対策ができるのかという趣旨のご質問もございましたが、それぞれのどういった災害があるか、いろいろイメージする中で、役場が果たして本当に十分に防災のやるべきことができるかという話になりますと、本当にできることは限られるというのが現実だと思います。

いろいろな防災の担当者の先生方の話を聞いても、役場は、行政は行政にしかできないことをやると。それだけで手いっぱいだと。これが現実だと聞いております。できることは行いますが、場合によっては、先ほどの例えば避難誘導、それぞれの地区でどこどこへ避難しなさいとか、そういった細かい指示ができない場合も十分考えられますので、地区の防災会においてはそのことも想定しながら、お互いに協力して連携してやっていく。そのことが大事だと考えております。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） 今日1番の春日議員の質問の中にも、豪雨災害、突然の雨で避難指示が出た場合に、果たして第一次避難所へ避難をさせていいものかどうか、という懸念もあるわけです。第二次避難所の各公民館に大雨が降ってきましたので避難してください。ですが、ここは土砂災害の範囲に入っていますよと。果たして、自宅にいたほうが安全ではないかと思われる人もいるだろうし、自宅にいると怖いから、年寄りの皆さん、早く避難してくださいという指示を出されると思うのですが、この範囲、山形はまだ安全なほうなので、なかなか避難しようという住民の方の気持ちはまだ薄い状態なのですが、ここの判断は避難指示が出たときにみんな焦って避難をし始めますが、果たしてその判断が正しいかどうかは村民に任せるか、村の情報を信用し

ていいのかというところがありますが、こちらはどうお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 大災害の後、それぞれ総括する中で出てまいります問題であると思います。避難指示のタイミングが遅かったためにということもあります。また、反対に、避難指示を信じて避難所へ向かう途中に濁流に飲まれて、お母さんが連れて行ったお子さんが流されて死亡した。避難しなければ助かったのだらうと、そういったケースもあったと聞いております。

災害という非日常の場面でありますので、本当にどういう心理状態になっているかということを考えても、当然、パニック状態になっているところで判断することでありますので、私もそのときに村長であるという場合には、できるだけ冷静に、あらゆるデータを分析する中で最良の指示をすることを心がけることだと思っておりますが、それが正しいかどうかは、歴史が判断するということになると思います。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） 今回、自分の質問は土砂災害に関してということで質問させていただいておりますので、ハザードマップがまだ検討中ということであれば、過去に大水の出ている範囲をいま一度調べていただいて、ここは昔ありましたという注意をさせる表示ができるかどうか、検討する余地があるかどうかをお聞かせください。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） ハザードマップの見直し作業を進める中で、そういったことが可能かどうか検討させていただきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） ぜひその部分も検討していただきたいと思っております。

4番目の村のホームページに関しての地域防災計画、2007年6月29日に更新されてから、今朝も見てまいりましたが、まだ更新はされておられません。これは見直しをしているのかしていないのか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） ホームページは議員おっしゃるとおり、そのときから更新されていないものと思われまます。実際の冊子においては、その後、更新はされているが、ホームページは更新されていないという状況であります。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） 冊子の新しいものを見ればわかりますが、更新していないと

というのが現状、ホームページに載っていますので、ほかの地域の皆さん、特に山形に住宅があってよそに出ていった皆さんが見たときに、山形はまだ更新されていないねという形で見られると思いますが、もしホームページも、せっかく地域おこし協力隊もいますので、インターネット、パソコンに関して得意な方がいらっしゃると思いますが、ぜひ早急に見直しをされてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） できるだけ早く更新をしていきたいと考えます。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） 最後の5番目、先日行われた総合訓練に関しては、まだ皆さんの感想をいただいてからまた反省がなされると思いますが、ちょっと感じたところでは、私の地区は小坂地区なのですが、温度差がかなりあったなということがありました。動く人の役割がまだ決まっていない。常会長は毎年代わっていきますし、区の役員も半分以上代わってしまいます。

その中で、新しい試みとして避難所開設訓練を行ったわけですが、参加して下さる方、避難所へ集まった方は100名近くいましたが、それを体験する人たちが20～30人しかいなかったという現状でした。上大池の状況はわかりませんが、新しいものに関して、役員の皆さんもわかっていませんし、参加する住民の方も何をやるのかわかっていませんでした。以前は、小坂では消火栓の取り扱い訓練でしたり、炊き出し訓練、今回も炊き出し訓練はありましたが、調理場の中で炊き出しをしていただいただけで、以前は外で炊き出し訓練をしておりました。

目新しいものに関しての関心度というか説明がなかったもので、なかなか新しいものに飛びつかない。やってみたいなということがわかりませんでした。段取りをしていく役員がしっかり説明できることでやっていかないと、今後難しいかなということがありました。

その訓練の前、前々日のときに北九州、佐賀でしたが、九州で大雨が降りました。その中で、体育館へ皆さんが避難をされている報道がたくさん流れておりました。この地区においてはなかなかあの状態になるというのはないとは言いきれませんが、体験をする、経験をするということが十分行われていなければ、何をやっていいのかわからない。頭に立つ人たちがどのように指示をしていくのかということについて一度検討していただきたいと思いますが、これで区の役員、頭の皆さん、また半分代わってってしまうので、段取り等について次の役員に伝えていくということで、今

回の防災総合訓練に関する反省を含めて、次年度へ向けての対策について、もう少し消防団も含め、日赤の皆さんも含めての検討をしていただきたいと思います。

要望として、もう少し危機感を持って防災ないしは土砂災害について検討していただきたいと思います。要望をしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員、質問は終了でよろしいですか。

○10番（小林幸司君） はい。

○議長（三澤一男君） 以上で小林幸司議員の質問は終了しました。

◎散会宣告

○議長（三澤一男君） これで、本日の一般質問の日程はすべて終了しました。本日はこれにて閉議し、散会といたします。

（午後 4時16分）